

## 令和5年第2回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 教育行政執行方針
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	鈴 木 典 生 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
農業委員会会長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課主幹	竹内雅彦君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
監査室長	三上敏文君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和5年第2回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和5年第2回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

内閣府の月例経済報告によりますと、我が国の景気は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとの基調判断が示されており、3年ぶりに行動制限のない年末年始となったことから人流が増加しているものの、物価高などの影響により我が町をはじめ、地方においてはその実感はなかなか感じられない状況が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症についてであります。国では感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日から現在の2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げを正式に決定しました。医療費の公費負担やイベントの規制、マスクの着用ルールなどが順次見直されることになり、国内での感染者が確認されてから3年が経過し、正常化への大きな転機となるものと期待しております。

こうした中、新年度を迎えるに当たり本町においては課題ともすべきことは数多く、また多岐にわたっておりますが、明るい話題を一つでも多く発信できるよう引き続き町民の皆様及び議員各位と共に活力あるまちづくりを目指して町政運営を進めてまいり所存であります。

なお、令和5年度の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと考えております。

さて、本定例会に提出しております案件は、報告2件、議案として条例案10件、指定金融機関の指定1件、令和4年度補正予算案5件、新年度各会計予算案8件、同意として固定資産評価審査委員会委員の選任1件、羽幌町教育委員会教育長の任命1件の計28件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 小寺光一君 8番 逢坂照雄君

を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月2日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

3月2日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告2件、議案24件、同意2件、発議4件、都合32件、加えて一般質問4名5件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から10日までの4日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問3名の審議をもって終了といたします。明8日は、一般質問1名、報告、一般議案、補正予算の審議を行い、令和5年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、令和5年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は10日まで休会とします。10日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、同意、発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月7日から10日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月7日から10日までの4日間と決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願

います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付しましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和4年度11月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和 5年 3月 7日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 逢坂照雄

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

#### 記

#### 所管事務調査事項

令和 5年 2月20日

- (1) 令和4年度工事の発注状況について
- (2) 除排雪業務について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 5年 3月 7日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 小寺光一

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

#### 記

#### 所管事務調査事項

令和 4年12月14日、令和 5年 1月31日

焼尻小中学校の整備について

令和 5年 2月13日

(1) 羽幌町総合体育館の使用料について

(2) 中央公民館（旧館）建替基本設計について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 5年 3月 7日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会

委員長 阿 部 和 也

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

#### 記

#### 所管事務調査事項

令和 4年12月 8日、令和 5年 1月 6日

議会広報の編集について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年第2回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和5年度の町政執行に係る基本的な考え方と主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年11月8日に告示された町長選挙における無投票当選の栄によって3期目がスタートし、改めて責任の重さを痛感したところでありますが、これは、これまで2期8年の町政執行に対する評価と、以前から述べております「財政健全化の維持」を念頭に、昨年3月に策定した「第7次羽幌町総合振興計画」に基づき、各施策の推進を図っていくことを支持いただいたものと受け止め、まずは中途になっている事業の継続と、並行してこれまで着手できなかった事業への着手、また、今後においても激変する社会情勢の渦中におい

て、その時々状況に見合った有効的な施策を見極め、活力あるまちづくりを目指して粉骨砕身取り進めてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

本町の基幹産業であります「農業」では、米価が令和3年の下落から戻りつつある中で、留萌管内産米の作柄が4年連続で「良」の最高評価をいただき、今後においても良質な農産物の出荷と農業者の持続的な経営安定を願うところであります。また「るもい農業協同組合」と管内8市町村との包括連携協定による「ふるさと共創事業」により、管内の農産物を軸に海産物や観光なども含め「るもい」を全国に発信する事業が開始されたところであります。

「漁業」では、海洋環境が大きく変化し、各漁場における魚種も変化していると言われている状況の中で、留萌管内の「秋さけ」の水揚げが32年ぶりに3,000トンを超え、「北るもい漁業協同組合」が管内4漁協で最多の水揚げを記録しました。また、「羽幌本所」の漁獲量についても、主要である「えび」の減少はありましたが、「ほたて」「さけ」が増加しており、また、「天売支所、焼尻支所」におきましては「たこ」が増加したところであります。燃油価格の高騰など厳しい情勢ではありますが、焼尻島において2年連続でニシンの群来を確認したこともあり、今後も漁獲量と販売取扱高の増加を期待するところであります。

さて、冒頭でも触れましたが、本町の最上位計画であります「第7次羽幌町総合振興計画」で掲げている基本目標ごとに申し上げますと、1つ目に「産業の振興」としまして、農業では、「農業農村整備事業」による基盤整備をはじめ各種事業を継続し、漁業では、ホタテ増養殖作業保管施設の背後地について関係機関と協議し必要な整備を進めてまいります。また、商工業などを含め、産業全般に係る後継者対策など、関係機関と協議しながら必要な支援を継続してまいります。

2つ目に「健全な行財政運営」では、各種行政事務等に係る一層の効率化を図るとともに、「ふるさと納税」の強化などにより自主財源の確保に努めてまいります。

3つ目に「医療体制、介護・福祉施策の充実」では、子育て支援事業として、医療費無償化を高校生を含む18歳以下まで対象年齢を拡大いたします。

また、国の交付金事業である出産・子育て応援交付金事業を行うことにより、妊娠時から子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済支援を一体的に実施するとともに、高齢者福祉ハイヤー事業など、各種支援を継続してまいります。

4つ目に「地域交流の推進」では、姉妹都市である石川県内灘町との交流を通じ、相互の歴史や文化を継承してきましたが、今後とも交流を継続して次世代につなげていくように努めてまいります。また、本町との協定等により連携している自治体及び関係機関を中心に関係人口の創出に努めてまいります。

5つ目に「防災の充実」では、避難所の開設に必要な備品や食料品の備蓄を継続するほか、防災情報伝達システムによる防災情報の円滑な伝達により、町民が安全を確保するための体制づくりに努めてまいります。

6つ目に「自然環境保全・土地利用の推進」では、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、環境保護活動への支援などを継続し、天売島・焼尻島をはじめとする自然環境を保全し、後世に引き継ぐよう努めてまいります。また、適正な土地利用を推進していくため地籍調査事業を継続してまいります。

7つ目に「生活環境の充実」では、住民の交通手段の維持・確保のため、関係事業者と連携し、バス並びに航路事業者に対する支援を継続してまいります。また、全町的に道路の損壊箇所や老朽化が著しい橋梁についても修繕を継続してまいります。

次に、令和5年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、産業の振興であります。

農業の振興として、農業基盤の整備をはじめ、水田の有効利用や収益性の向上などを図るための事業に対する支援のほか、鳥獣による被害防止対策の強化と安心安全な作物の生産に努め、担い手が意欲を持って営農できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行いつつ、地域営農集団の育成を推進し、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組んでまいります。

漁業の振興として、漁業基盤の整備をはじめ、漁業資源の増大を図るための事業などに対する支援のほか、トドなどによる被害防止対策と漁業経営体の経営強化の支援に努め、後継者や担い手が意欲を持って就業できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就業や経営承継などへの支援を行い、後継者や担い手の育成に努めてまいります。

林業の振興として、計画的な間伐や造林などの整備を推進し、良質な木材を生産するとともに、災害の発生を防止するべく森林の多面的機能の維持に努めてまいります。

また、森林環境譲与税の活用による地域森林の振興と、地域材の利用促進や森を活用した体験学習などの推進に努めてまいります。

畜産業の振興として、畜産基盤の整備に対する支援のほか、ゆとりある畜産経営に向けた対策の強化に努め、担い手が意欲を持って経営できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組んでまいります。

焼尻めん羊牧場については、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、酪農学園大学や関係機関との連携により、効果的、効率的な運営を図るための事業の実施を進めてまいります。

商工業の振興として、商工業の振興には、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、事業継続やアフターコロナを見据えた積極的な事業展開や活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持やさらなる定住促進に



努めてまいります。

観光の振興として、旅行者のニーズや観光市場の変化を的確に捉え、一人でも多くの方が安心して来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会をはじめとする関係事業所と広く連携しながら、地域に活力と潤いを与える事業を実施してまいります。

特に、本町観光の柱である離島観光においては、受け入れ環境維持のため、体験型観光の推進を図るとともに、各種支援制度等を継続してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめ、各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

はぼろバラ園においては、町の財産である「バラ」を町民と共に育み、SDGsに配慮した栽培管理を行いつつ、道内でも数少ないバラ園をより多くの観光客や町民の皆様に親しまれるよう努めてまいります。

雇用の創出として、厳しい労働環境にある現状において、雇用促進助成制度などを活用していただき、町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が実施する事業を引き続き支援するなど、季節労働者の通年雇用化を促進してまいります。

2つ目に、健全な行財政運営であります。

行財政運営の健全化として、新たな行政課題や多様な町民のニーズ、必要度や緊急度を的確に捉えながら、各種事務事業の計画的・効率的な執行に努めるとともに、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保に努め、健全な行財政を目指してまいります。

また、これまで、電算共同化やし尿処理など、事業に応じて広域による取組を進めてまいりましたが、今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

地域情報化の推進・広報広聴の充実として、これまで整備された高度無線環境を最大限に活用し、行政情報の効率的な発信と町民意見の聴取に努めてまいります。

3つ目に、医療体制、介護・福祉施策の充実であります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいている道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、天売・焼尻両診療所において遠隔医療機器を配備し道立羽幌病院との間の運用が始まっております。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制で

ありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制の確保のための費用負担や離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和5年度も、健診（検診）受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげ、糖尿病性腎症重症化予防にも医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。任意予防接種につきましては、新たに高校生年齢の方に対するインフルエンザ予防接種の費用の助成を開始いたします。

新規事業といたしまして、産後ケア事業に取り組み産後の母子の不安解消などに向けた事業をスタートします。

子育て支援・独り親家庭福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・保育施設に対する施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

町内保育士等の人材確保と充実を図るため、私立幼稚園を含め、町内の保育施設などで勤務しようとする学生に対する修学資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図られるよう、子育て支援センターを中心に親子の交流事業や育児相談などを継続し、地域における子育ての環境づくりに努めてまいります。

独り親家庭福祉の充実については、少子化や若年層の流出対策と定住促進を目的にシングルペアレントを受け入れております。令和5年度についてもPRに力を入れながら引き続き関係企業等や町民の理解、協力により、労働力の確保や新たなパートナーとの出会いなどにも期待し、取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実として、高齢者の方々が、少しでも長く自分たちが望むライフスタイルで暮らしていけるよう、運動の習慣づけや通院、買物などの外出機会の創出や閉じ籠もりの増加抑制などを目的に、高齢者に対しハイヤー乗車券を交付し、引き続き高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

運動教室を継続して開催し、介護予防に取り組むことにしております。

また、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、本町が75歳以上の後期高齢者人口のピークを迎える令和7年度を見据え、町内では慢性的な人材不足が続い

ておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

成年後見実施機関の委託先であります羽幌町社会福祉協議会と共に、より利用しやすい成年後見制度体制整備を目的とした中核機関を設置し、地域との連携を図りながら権利擁護体制整備を促進してまいります。市民後見人養成講座修了者につきましては、研修等を継続し、知識習得や意欲を維持していける機会を確保するとともに、次代の担い手育成に取り組んでまいります。

さらには、地域包括支援センターの機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実として、「第6期はばろ障がい福祉計画」に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者などの雇用及び自立の促進など、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

社会保障の充実として、国民健康保険事業は、「北海道国民健康保険運営方針」が改定され、国民健康保険制度のさらなる推進、道内の保険税統一化に向け、引き続き北海道や関係機関と連携しながら事業運営に努めてまいります。また、資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収など町の役割を適切に担ってまいります。

後期高齢者医療は、昨年10月から医療費窓口負担割合の見直しを実施しておりますが、今後の制度改革につきましても広域連合及び北海道からの情報を的確に把握しつつ、関係機関との連携を図りながら適切な事業運営に努めてまいります。

4つ目に、地域交流の推進であります。

地域交流の推進として、関係自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際交流の推進として、国際交流事業を支援し、視野の広い人材の育成に努めてまいります。

5つ目に、防災の充実であります。

防災体制の充実として、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、非常事態に備えた防災対策を講じるため、引き続き避難所等の開設に必要とされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練や広報誌などを通じ、防災知識の普及啓発に努め、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へより早く確実に防災情報をお知らせするため、携帯電話通信網を活用した防災情報伝達システム「防災 i n f o はばろ」を整備し、運用しているところであり、引き続き当該システムの登録者数の増加を図るとともに国とのシステム連携を含め、適切な防災情報等の発信・運用を行うほか、災害時の防災拠点になります役場庁舎の耐震化整備につきまして、検討を進めるなど、防災力の強化・充実に努めてまいります。

6つ目に、自然環境保全・土地利用の推進であります。

自然環境の保全として、本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発活動に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

海鳥の保護対策については、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取組を進めてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台・字上築・字曙の各一部を調査し、調査の成果は土地の基本資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に利用してまいります。

自然エネルギーの推進として、離島地区における貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に優しい再生可能エネルギー発電施設や電気自動車などの導入を推進してまいります。

羽幌地区におきましては、民間事業者による小形風力発電施設の建設が進められ、パワードストライクが確認されるとともに地域住民の不安が広がっておりますので、条例に基づき、適正な設置及び運用を推進してまいります。

7つ目に、生活環境の充実であります。

住環境の充実として、町営住宅につきましては、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建て替え整備や適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体に対する補助制度などを継続し、「羽幌町空き家等対策計画」の推進に努めてまいります。

生活環境の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及び減量化に引き続き取り組むほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取組を継続してまいります。

また、地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動の実施など、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立て超過につきましては、新たに整備した最終処分場の閉鎖に向けた準備など、適正化への取組を継続するほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

都市公園や児童遊園地については、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、適切な維持管理に努めてまいります。

交通体系の充実として、住民生活に重要な役割を担っている路線バスや町内循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

離島航路につきましては、安全性や利便性の向上が図られるよう、関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。

町道では、町民生活や産業活動に欠かすことができない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国及び関係機関との協議を重ねるほか、国直轄事業による整備を継続し、離島との交流拠点としての機能や漁港の役割を併せ持つ港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港であります天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

防犯対策の充実として、防犯対策については、関係機関と連携を図るとともに、防犯灯の適正管理を継続し、犯罪のない明るい住みよいまちづくりを目指してまいります。

上水道の適正維持としてより安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行い、更新などを計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めてまいります。

簡易水道の適正維持として、上水道と同様に、より安心・安全な水を供給するため、施設維持管理を適切かつ効率的に行い、設備機器の更新などを計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の適正維持として、下水を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器については、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新などを計画的に進めてまいります。

下水道区域以外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、豪雨などによる浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げます。本年度は、就任3期目のスタートの年ではありますが、これまでと同様、第1次産業をはじめとする産業の振興発展に係る施策を軸に、「活力のあるまちづくり」を目指し、行政の透明性を高め、公正、公平な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、町民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで町政執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 令和5年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げるに当たり、日頃より多くの皆様に、本町の様々な教育活動に対しご理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

人は、生涯を通じて様々なことに興味を持ち、学習し、楽しみ、能力や技術を高め、仲間をつくるなど、これらを繰り返しつつ、必要な生活習慣や社会モラルを身につけながら成長し、充実した生活を送っていきます。それには、社会での最小単位である家庭での教育から始まり、人格形成や思考力の土台となる幼児期の教育、人として必要な資質や能力を身につける学校教育など、それぞれの発達段階に適した教育と、その後の人生を豊かに送るための各種社会教育活動の実践は、非常に関連性の高いものがあり、このためにも教育の実践には、町長部局と連携し、町全体で、人や地域・素材を有効に活用しつつ取り組んでいく必要があります。

中でも「社会教育」では、生涯学習社会と言われる時代を見据え、地域住民一人一人の持つ資質や能力を地域活動に生かす「人づくり」を進めるためにも人々の学習ニーズに即した幅広い学習の機会を設けるとともに、感受性豊かな子供たちの未来を育むための体験活動等の充実に取り組んでまいります。

また、「学校教育」では、児童・生徒に必要な基礎的・基本的な知識や技能を確実に修得させるとともに、一人一人の能力や適性等に応じた教育を行い、子供たちが創造力を膨らませ、自ら学び・自ら考え行動できる豊かな人間性とたくましい身体を育てていくように努めてまいります。さらには、児童・生徒が安心安全でかつ充実した環境で学習し、地域の皆さんにも有効活用いただけるよう、天売複合施設や焼尻小中学校をはじめ、学校関連施設や設備の整備に努めてまいります。

令和5年度におきましても、幼児期から高齢期までの各世代の皆さんが、学びを通じて喜びを感じ、笑顔あふれるまちづくりに向け、各分野の施策に取り組んでまいります。

以下、主要施策及び主な取組内容等について申し上げます。

1つ目は、心豊かでたくましい児童・生徒の育成でございます。

生き抜く力の育成として、確かな学力の育成については、児童・生徒の発達段階に応じて、学習意欲の向上等に努め、知識や技術を活用するための思考力・判断力・表現力等を育み、特別な教育的支援が必要とされる子供たちに対しては、幼少期からのきめ細やかな

対応と指導体制の充実に努めます。

また、児童・生徒が読書に親しみを持てるよう読書環境の充実等に努めるほか、1人1台端末の活用により、児童・生徒の資質や能力が一層育成される教育活動の実践に努めてまいります。

さらには、国際社会を主体的に生き抜くための外国人とのコミュニケーション能力の向上や他国の文化への理解の推進に努めてまいります。

豊かな心の育成については、家庭や地域における教育力の低下が指摘されている中で、自らを律し他者を思いやる人間性を養うため、自己肯定感や豊かな心を育む教育を継続いたします。

また、子供たちの問題行動の背景には、様々な要因が掲げられます。児童・生徒による問題行動の解決に当たっては、学校・家庭・関係機関が連携し、子供たちの状況をよく見極め、一貫性を持って適切に対応し、いじめ対策についても、いじめは絶対に許されないことを指導しつつ、いじめ防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

さらには、地域の豊かな自然環境や伝統文化等ふるさとへの誇りと愛着を育み、豊かな感性を備えるために、子供たちが地域に親しみ、地域を知る学習を充実いたします。

健やかな体の育成については、子供たちが運動やスポーツの楽しさなどを学び、生涯にわたって実践していけるよう、体育や保健に関する指導の充実や運動習慣の定着に向けて取り組んでまいります。

また、児童・生徒が食に関する正しい知識等を身につけることができるよう食育を推進するほか、地域の自然や産業等に理解を深め、地産地消を推進するため、学校給食において地場産物を活用いたします。

次に、質の高い教育の推進として、地域と連携した特色ある学校づくりの推進については、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育むため、学校運営協議会の活動を推進いたします。

高等学校教育の充実については、天売高等学校は、地域コミュニティ醸成のためには欠かせない学校として今後も地域と連携し、島外生徒の受入れ態勢を強固なものとして、生徒募集活動に努めてまいります。

また、道立羽幌高等学校は、地域との協働により特色ある教育活動を実践しており、今後も生徒一人一人が進路実現を果たし、社会に必要な人材として成長を遂げている魅力ある教育活動に対し協働で取り組んでまいります。

次に、教育環境の充実として、教育施設の充実については、学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす安全・安心な場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難施設としての役割を果たすことから、その安全性の確保と適切な維持管理に努めてまいります。

また、教職員住宅は、住環境の変化や教職員住宅の老朽化に伴い、維持困難な教職員住宅が増えておりますことから、民間賃貸住宅の活用も踏まえ適正な住宅の提供に努めてまいります。

教職員の資質向上については、学校の教育力充実には、教職員の資質向上が重要であり、教育課題への適切な対応を図るために研修の機会充実に努めてまいります。

また、教員が学習指導と児童・生徒と向き合うことのできる環境づくりに努めてまいります。

2つ目は、町民の創意を生かした生涯にわたる学びの循環であります。

次世代の担い手育成と自己実現の達成として、生涯学習の推進については、心の豊かさや生きがいを求め、自らのライフスタイルに合った様々な学習機会が必要とされており、生涯にわたり学び、心豊かな教育環境づくりが重要であります。このため、様々な体験を通し生きる力を身につけ、町民一人一人が自ら地域社会の構成員としての自覚を持ち、「まちづくり」に参加している意識を高めるような事業を展開してまいります。

また、社会教育関連施設の多くは建設から長い年月が経過し、老朽化が進み維持・管理していくことが困難な状況となっておりますことから、今後、改築・改修等の整備に努めてまいります。

青少年の健全育成については、遊びや社会体験活動への参加など、イベントや祭りを通しての子供同士、または大人との交流環境づくりが必要とされており、現在、少年向けの事業として、子ども自然教室や子どもカルタ教室を行い、地域の自然や風習を知る機会を提供しています。今後もこれらの事業を継続し、ふるさとを愛する心を育む活動を意識した取組を行ってまいります。

スポーツ活動の充実については、町民が心身ともに健康で充実した生活を楽しむために、生涯にわたりスポーツに接する機会を増やすとともに、受入れ態勢の強化や環境整備の充実に努めてまいります。その中において、スポーツ施設は、昭和40年代に整備されたものが多く、老朽化に伴う維持管理や活動状況に応じた施設の有効活用など具体的な見直しが必要とされておりますことから、各施設の老朽改修や機能向上はもとより、安全かつ快適にスポーツを楽しめるような工夫を講じてまいります。

芸術・文化活動の推進については、文化団体や各種サークルによる創作・発表活動、舞台芸術や絵画などの鑑賞機会の充実等により文化に対する関心を深めており、引き続き、後世にすばらしい技術等を継承してまいります。

また、本町には2つの郷土資料館があり、貴重な歴史を紹介しておりますことから、今後も財産の保存と伝承に努めてまいります。

読書活動の推進については、近年、高度情報化の進展や情報メディアの普及と発達により、読書環境が大きく変化しておりますが、本のよさがもたらす効果を楽しみながら、町民の皆様がより一層読書に親しまれる環境づくりに努めてまいります。

また、生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し身近で活用しやすい図書サービスを目指してまいります。

次に、自然との共生として、道指定文化財の「焼尻郷土館（旧小納家）」をはじめ、町指定文化財や天然記念物など、現在まで保存・継承されてきた貴重な財産を後世に確実に



伝えてまいります。

以上、令和5年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりましては、議員各位をはじめ、学校教育、社会教育、関係団体等と密接な連携を図りながら、教育の振興発展に努めてまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで教育行政執行方針を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第6、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。7番、小寺光一君、5番、工藤正幸君、8番、逢坂照雄君、以上3名であります。

最初に、7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、一般質問させていただきます。

令和5年度町政執行方針と新年度の事業、町行政運営等について。令和5年度町政執行方針が駒井町長から示され、議会に新年度予算案も提出されました。新しい年度に対する思いや現状に必要な事業なども予算化されたものと考えます。しかし、一方で数年前より町民の強い要望に応えるため全議員が同意し、議会から要望した一部のものは新年度も予算化されずにいます。

執行方針では、町民や議会に理解と協力を求めていましたが、町民や議会からの要望には理解も協力する気持ちも感じられないことは大変残念に思います。あまりにも町長や行政側からの一方的なお願いだと感じます。これでは今後町民からも、議会からも理解や協力を得るのが難しくなり、行政運営にも影響が出ると考えます。

さて、12月の一般質問への答弁にありましたが、新年度は継続事業がほとんどで、新たな事業はほとんど行われたいとのことでした。また、昨年までの執行方針では、新型コロナウイルス感染症への影響への対応や支援等にも言及されていましたが、令和5年度の執行方針は昨年と比べて大きく減少しています。

第7次羽幌町総合振興計画では、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた新しい取組も必要とありましたが、4月以降は本当の意味でのアフターコロナとなりますが、具体的な展望も取組も全く見えてきません。このまま現状維持や継続事業のみで本当によいのか、多くの不安の声があります。これまで同様の施策を軸に活力あるまちづくりを目指すだけでは10年後、20年後の羽幌町は残念ながらさらに人口減少が続き、衰退していくと推察します。健全な財政を維持しながらも、この町に住む町民がよりよい環境で、行政を信頼し、協力をいただきながら少しでも明るい未来ある町にすることを目指してほしいと考えます。そのためには一方的な事業展開ではなく、町民、議会にしっかりと耳を傾け、町長がやりたいことだけではなく、町民が願う町政運営や事業を行ってほしいと思います。

この町に生まれ、育ち、働き、生活する町民に対し、令和5年度にどのような展望を描き、町民が希望を持てる行政サービスを提供するかを町長ご自身で伝えることが今まで以上に必要であると考えます。執行方針や予算だけでは駒井町長が目指す未来や、令和5年度の展望を十分に理解することができず、新年度は議会だけでなく、町民、児童・生徒にも直接町長が伝える場をつくる必要もあると考えます。新年度執行方針に関わる事業、町行政運営等について次のとおり質問します。

1点目、令和5年度に向けてどのような点を重点にして新年度予算や事業を決定したのか。事業の目的、必要性、費用対効果についての考え方、また町民、議会からの声をどのように予算化、事業化しようと考え、努力したのか。

2点目、執行方針にある中途になっている事業の継続、これまで着手できなかった事業への着手とあるが、具体的にどのような事業で、それらの原因とその解決方法は何か。それを継続、着手することによって影響や結果が生まれるのか、また具体性のない活力ある町の標語ではなく、具体的な目標にどのように向かっていき、目標とする数値や目標を達成するためのスケジュールについての考えは。

3点目、執行方針にあるその時々状況に見合った有効的な施策とあるが、新年度の状況に見合った次年度しなければならぬ有効的な施策とはどのような施策があるのか。また、次年度緊急性の高い事業はどのようなものがあるのか。

4点目、4月以降新型コロナウイルス感染症の影響や対応について町側の見解は。また、影響によって新年度での事業の変更、または中止になったものはあるのか。今後、町内や役場での感染拡大防止に向けた対応への変更等はどのようなものがあるのか。また、社会生活や学校生活での変更点はあるのか。

5点目、町民、議会に理解と協力を求めるためには、第一に信頼関係が大切だと考えます。しかし、昨年12月の一般質問で質問に対して答弁を拒否する状況がありました。大変残念な対応であったと思います。また、中学生への回答後に議会にも説明すると答弁していましたが、いまだに議会にも報告も説明もありません。今までの議会での言動も含め、議会との約束を守れない町長の新年度の執行方針を信頼していくことは大変難しいと感じますが、どのように考えているのか。

6点目、中学生から提案された8つの君に届け聖地巡礼スタンプラリー、移住者を増やす、花火大会、羽幌神社祭を盛り上げる、オロちゃんランドのPRプロジェクト、羽幌の宝物、農業、バラ園のPRプロジェクト、羽幌産アスパラに付加価値をつけるの各プロジェクトテーマは、今後羽幌町にとって重要な課題提起であったと考えます。町としてそのような課題提起への見解と、次年度に中学生の要望やアイデアが生かされているのか。12月の一般質問では、既に実施している事業や今後実施できそうな事業、また実施は難しいと感じた事業もありましたが、まず提案された生徒に対して回答したいとの答弁であったが、どのような回答を行ったのか。また、町として短期間で次年度にすぐ取り組める事業は何があるのか。また、中長期で計画的に行う必要があるものは何があるのか。具体的

な取組や施策をどのように進めていこうと考えているのか。各事業に対して、目的を実現するために町として具体的に取組をどのように行っていくのか。

7点目、町民や町民の代表である議会からの要望に十分に町政に反映されていない新年度予算であると考えます。議会のインターネット配信事業は、町長が否定的でやりたくない事業であると考えますが、町民にとっては有益なことであり、何度も議会全員で要望してきました。昨年議会とのインターネット配信について懇談を行いました。十分な検討も全く行われていない状況での開催でありました。一般質問では、やらない理由ではなく、できるためのアイデアや協力内容を聞かせてほしいとも要望しましたが、一般質問の答弁を繰り返すだけでした。町民や議会からの要望をしっかり受け止め、十分に庁内で協議、検討することを怠っていると感じました。

できない、やらない理由ではなく、今回次年度予算に議会側から要望し、また今回再度一般質問することで町側でどのようにしたら実現できるのか、再度協議、検討したと考えますが、具体的にどのような協議、検討が行われたのか。執行方針で町長が町民や議会に求めたのと同じく、町長のご理解とご協力をお願いし、町側は今後予算以外にどのような協力ができるのか、また実施への課題解決策や実現可能な手法、スケジュール、継続的な議会との協議をどのように考えているのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1点目のどのような点を重点にして新年度予算や事業を決定したのかについてであります。編成方針につきましてはこれまでと同様に羽幌町総合振興計画や各種計画に基づき予算計上をしており、重点といたしましては大型事業を長期にわたって予定している状況でありますことから、事務的経費は引き続き圧縮を図りつつ産業の活性化や町民の方々に直接影響がある既存事業については、事業効果等を精査した上で有効な事業については必要な予算を維持するところであります。

次に、町民の方や議会議員から寄せられた声につきましては、事業化について多くの方々に受け入れられているのか、また様々な要望の中で優先度が高いのか、さらに永続的に実施していくことが想定される事業については、財源についても確保し続けることができるのかなど、内部での検討や活用できる補助金等を模索した上で優先度が高く、事業化が可能と判断した案件につきましては予算計上したところであります。

2点目の中途及び未着手の事業についてであります。主な事業としましては役場庁舎の耐震化について公共施設マネジメント計画の策定段階において検討を中断しておりましたが、庁舎内での協議を再開し、整備についての道筋をつけたいと考えております。その他、羽幌港のホタテ増養殖作業保管施設の整備について令和4年度に最も必要性の高い部分の舗装整備への補助を実施しましたが、さらに整備が必要ということで令和5年度も継続いたします。

また、これまで医療費無償化の18歳までの対象年齢の拡大につきましては、恒久的な財源が必要であることから、他の事業などと総合的に判断してまいりたいと考えており、今まで見送ってきたところではありますが、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税を活用して、令和5年度から対象年齢の拡大を実施するものであります。これらの事業を実施することによりまして、本町の基幹産業であります第1次産業の振興発展をはじめ、子育て支援や防災対策の充実が図られ、住みよいまちにつながるものと考えております。

また、活力ある町についてであります。以前から申し上げているのは第1次産業の振興発展により若年層が町に残り、他の産業も波及効果を受け、町全体の活力につながっていくものと考えており、第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載している農業後継者対策事業や漁業新規就業者等育成事業等において、第1次産業新規就業者数を令和2年度から6年度までで25人とする数値目標を立てております。

3点目のその時々状況に見合った有効的な施策についてであります。これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、離島を抱えている本町の特徴を踏まえ、来島自粛を強く呼びかけた経緯があります。今後においても激変する社会情勢の中、想定外の事態が起きた場合等、柔軟に対応していきながら活力あるまちづくりを目指していきたいという意味で述べたものであります。

また、次年度の緊急性の高い事業についてであります。住民の生活や安全確保に直結する事業が緊急性の高い事業と認識しており、防災情報伝達システム管理事業など、防災体制の充実を図る事業や、生活環境の充実に関し、住環境に関する各事業、上下水道、簡易水道の適正維持に関する事業などが緊急性の高いものと捉えております。

4点目の4月以降の新型コロナウイルス感染症の影響や対応についてであります。現状では北海道では新規感染者数の減少が顕著になっており、札幌市の下水道における新型コロナウイルスの疫学調査においても前の週の約20%減の状況が継続するなど、全国的に減少傾向にあると考えております。また、国におけるマスク着用の考え方を見直し等に伴い、3月13日からはマスクの着用について行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすること、5月8日以降は感染症法上の分類が2類相当から5類に変更されるとのことであり、季節性インフルエンザと同様の取扱いになることは決定されております。このことから、今後マスクの着用につきましては個人の選択が尊重され、個々の状況に応じた対応が必要でありますことから、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面など、それらの判断材料を提供できるように北海道における周知内容を参考にして、町としてもさらに広報などによる情報提供を進めてまいりたいと考えております。

次に、役場を含めた各公共施設、学校等の対応の変更点であります。役場等公共施設の対応につきましては、当面の間職員のマスク着用を含めた感染対策を継続することとしておりますので、変更点はありませんが、来庁される方のマスク着用については基本的に個人の判断に委ねるものとします。また、公民館などの社会教育施設や学校などにおける

対応につきましては、国や道から示される通知や見直しされるガイドライン等に基づき対応していくことになるかと考えております。

また、新年度における事業の変更や中止となったものは現時点ではありません。そのときの状況により判断するということになるかと思いますが、基本的に5類に分類されることとなりますと、コロナ前と同様な考え方において、やはりコロナ以外の感染症も含めたそのときの状況などにより都度判断していくという従来と同様なものとなると現状では考えております。

5点目及び6点目の中学生からの提案についてであります。中学生からの提案に対し、第三者への説明を先行することにはならないため、12月定例会においてその旨説明させていただいたところであります。中学校に対しては、町の考え方について提案された生徒に直接説明する考えがある旨、説明要旨をまとめた資料を添え、伝えたところ、2月末になって今回は日程的に厳しく見合わせるとの連絡を受け、その段階で議会に対して説明できる状況になったところであります。今後、議員の任期中に説明できるよう日程調整をさせていただきたいと思っております。

次に、提案のありました事業に対する検討状況であります。町の将来を担う中学生が授業で町の活性化について考えることは大変素晴らしいことと感じております。次年度では、バラ園の協力金を募る募金箱の設置について検討しておりますほか、移住雑誌は掲載料が無料なものに限って掲載しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

羽幌の宝物、農業に係る物産まつりにつきましては、関係機関と協議しながら準備を進めており、また若い農業者を増やし、羽幌を農業で豊かにするという考え方は町の方針とも合致しており、今後も移住を含めた就農者対策や法人化への取組はオロロン地区農業担い手確保対策協議会を中心に関係機関の協力も受けながら進めてまいりたいと考えております。

このほかオロちゃんランドのPRプロジェクトに関するベンチの整備につきましては、既存の一部のベンチを部分的に補修していきたいと考えております。

また、実施主体が観光協会になりますが、花火大会の年2回の実施は難しいと考えているものの、開催日程や打ち上げ場所は令和元年度以前のように固定した形に戻す予定で進められているとのこととあります。

なお、中学校へはこれらを含めて提案ごとに現在実施している事業と町の考え方について概要をまとめた資料をお渡しし、学校では資料を拡大し、校内に掲示し、生徒にお伝えしていただいている状況にあります。

次に、中長期的で計画的に行う必要があるものとして羽幌産アスパラに付加価値をつけるとの考え方につきましては、農業の地域への理解を進め、販路拡大を図るための方策として町の方針と合致しておりますが、具体的手法等を含め検討していく必要があると思っております。オロちゃんランドのPRプロジェクトに関する自販機の設置につきましては、電源確保や冬期間を含めた維持管理を踏まえ、設置する事業者の確認を要すること、案内

看板の設置や工夫については費用の負担の少ない方法を検討すること、ベンチの整備は今後も必要に応じて部分補修を行うこと、応急救護所の設置は既存施設を活用する方法で考えております。

君に届け聖地巡礼スタンプラリーにつきましては、立入りが制限されている施設や、既になくなった設備がありますことから、これらを踏まえて関係機関との協議検討してまいりたいと考えております。

花火大会の抽せんプレゼントは今後の参考にしたいと、バラ園のPRプロジェクトに係る遊びグッズの貸出しについては、道の駅内の芝生スペースで遊ぶアイデアとして今後の参考にしたいと考えております。

移住者を増やすに係る土地の格安販売は、戸数及び売払い場所を限定することになると思われますが、実施は可能と考えているところであり、移住体験施設の設置や維持管理面も含めて成功した先進事例があれば参考にしたいと考えております。

羽幌神社祭を盛り上げるに係るビールパーティー等のイベントは、神社祭によって人員が不足することが課題と考えており、これらを含め関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

7点目の議会のインターネット配信事業についてであります。12月定例会での一般質問に対する答弁で申し上げたとおり、高齢化が進んでいる本町にとって有効と考える広報誌のほか、町ホームページ上で議事録及び一般質問音声の配信を行っており、議会や行政の考え方、方向性の情報提供に支障はないとの考えに変わりはありませんので、町側で再度の協議、検討は行っておりません。今後インターネット配信事業に係る継続的な議会との協議につきましては、考え方、状況の変化などにより新たな協議が必要となった場合は日程調整の上、協議してまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

議員の任期も4年間行って、これが任期最後の定例会、そして一般質問ということで、かなりボリュームのある質問させていただきました。再質問の中で全て触れられることができるかちょっと不安ですけれども、ただ私は議員として町民の思いや要望を踏まえて、ここで4年間いろいろ一般質問、あと委員会ですとか予算委員会等々で話してきたことを

なるべく盛り込んだ中で今回質問させていただきました。今回、昨年も同じように執行方針を基に事業の中身ですとか、予算委員会で触れられない点等を3月には一般質問すると私自身で決めていましたので、昨年同様の質問もあったかと思いますが、それを踏まえまして再質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、予算、事業化するに当たっての方針、どのようなものに重点置いたかという質問だったのですが、毎年予算編成方針というのを出されていると思うのですが、ホームページで本年度、令和5年度の分が見つけられなかったのですが、毎年事業のスクラップ・アンド・ビルドということを大きく掲げられて、不必要なものは廃止し、新しくつくり上げていくという方針があるとは思いますが、今年度新たな事業ないとはいえ、自分としては、執行方針にはあまり触れられていないのですが、予算書を見る限りでは新たな事業もかなり多く新規としてあったのかなと思っていますが、このスクラップ・アンド・ビルドによってなくなってしまった事業というのは、スクラップ・アンド・ビルドに当たっての方針として新規事業を行う場合の経費は、原則既存の事業の見直しによって捻出するという方針が町長から出されていると思うのです。その中で、どういうものを廃止して新たな事業をしたかというところをお聞きしたいので、町長、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分  
再開 午後 1時03分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ちょっと実務的なお話になりますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

小寺議員おっしゃるとおり、基本的には既存の事業については必要性等々十分加味した上で必要性が低下した事業等については縮小ですとか廃止、そういうのを行った上で基本的にはそちらのほうに新規事業を行う、この考え方については考えは変わっておりません。ただ、来年度の予算につきましては、これまでのコロナの関係もありまして、なかなか、本当に必要性がなくなっているのか、たまたまコロナの影響で事業がうまくいなくなつて若干その利用等が減っているもの、そういう形もありましたので、今年度については事業の廃止という形のもの基本的にはなかったというふうには考えております。ただ、ある程度利用度が低くなったものについては予算をまずは縮減している部分も何事業があったというふうには記憶しておりますが、完全に廃止ということの事業についてはなかったというふうに覚えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 事務的なことは分かったのですけれども、それを基に町長が予算査定、事業を決定していったと思うのですけれども、同じように町長は、縮減したということも財務課長あったのですけれども、どういふものを縮小させていった事業とか、具体的にあればお教えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

事業自体はかなり数ある事業の中で少しずつ、どの事業を圧縮かけたという、全ての事業に対して少しずつ圧縮かけたという形なので、この事業をやめたとか、そういう事業はございません。ただ、全体的に圧縮をかけて事業を実施しているということです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ちょっと理解はできない。全体に予算、いろんなことでこの事業は予算的には上がってくると思うのですけれども、内容の質を下げ、質というか、予算を下げるということは、どうしても質の落ちることになっていくのかなというふうに思うのです。それを一律に下げるといふのも何かそこは強弱ではないのですけれども、やっぱり必要などころにはがつつり使つてという凹凸があつてもいいのかなと。そういう内容を町長が査定したのかなというふうに思ったのですけれども、そういうことはしないで一律に全体の事業を縮小させたということで、という認識で町長は査定をされたということでよろしいでしょうか。町長はどう、町長が査定されたのですよね。であれば、町長からお答えいただいたほうがより具体的な事例も含めて答えていただけたかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 具体的に細かい部分について今記憶がございませんので、あれですけれども、副町長申し上げたとおり縮小できるものは縮小したりということをやつてきたことは間違いございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） これあしたからまた予算審議が始まるのに、いつものとおりと言つたら変ですけれども、記憶にないとか言われてしまうと、記憶にないものをあしたから予算審議していくのかちょっと不安になるのですけれども、記憶にないまま本当に、一般質問もそうですけれども、予算に向かつていっていいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。



○町長（駒井久晃君） 今日の場合は一般質問ということで、全体について問われているというようなことと、それから今予算書が手元にはございませんし、内容については予算委員会において問われることとなりますので、そのときに具体的なものは皆さんからのご質問にお答えしたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 私の一般質問は今回は執行方針ですので、町全体の話ですし、全ての予算に関わることを質問しているわけなのです。それなのに今は答えられなくて、あした答えますというのちょっとおかしいかなと。執行方針ですから、来年度どんなことをするのか、町長が先ほど議員の前で発言された中のことを聞いたわけですから、ちょっと納得はいきませんけれども、続けていきたいと思います。

2点目に関して、2点目は中途になっている事業ですとか、着手できなかった事業について具体的に説明していただいたと思っています。まず、8年前から町長は庁舎建て替えについて公約として行っていたのですけれども、4年間できず、新たに今回からまた協議を始めるということなのですが、今回新しい情報というか、町長の答弁の中で公共マネジメント計画策定段階において検討を中断したというふうな答弁がありました。これ初めてこのようなことを私自身聞いたわけですが、私この4年、8年間、予算委員会なり一般質問でも庁舎建て替えの検討はどうですかという話を聞いたときに、コロナでなかなか進まないですとか、違う理由、ほかの業務があつてとか、そういう答弁はあつたのですが、検討する委員会は今どういうふうになっているのか、その辺まず具体的に、今のその会議体はどうなっているか教えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

庁舎建て替えの耐震化の整備に関するものにつきましては、平成25年度から、まず耐震診断を行った後に庁内の検討チームだとか、検討会議の中でこの庁舎の耐震化について検討を進めていくということになっておりました。25年度から26年度にかけて、検討チームということで、庁内の係長だとか、そういう係をそのチームに分けて、様々な検討をしてきたというような状況でございます。その関係を、それからその後の検討した内容を副町長を中心とした管理職のメンバーにおいて検討会議ということで、まず一旦その内容を説明した段階で、今先ほど答弁にも書いていますとおり公共施設マネジメント計画策定が始まるということで、多機能を併せた複合化の調整が必要になるということで、全体的な施設のそういう検討については一旦中断をするというような形になったものですから、まずそこで一旦中断をしているというような状況でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それで、公共施設マネジメント計画が出た後も再開できなかった理由は、具体的にどういうものがあつたのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その件につきましては、過去の町長の答弁でもございましたとおり、様々な優先的にやらなければならない、例えば防災行政無線の関係ですとか、そういうもの、緊急的にやらなければならないものがございまして、なかなか庁舎の耐震化の検討を進めるということがちょっと難しかったということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今回の町長の公約というか、中でも庁舎建て替えについてということで、4年前、2期目のときも公約で道筋をつけたいというふうに言ったのです。だけれども、4年前はできなかつた。今回はするのか、できないのか分からないですけれども、自分はほかの業務があるからできないということではなくて、やっぱり並行してやるべきことだったと思うのです。特に防災基地機能も含めた中で進めていくということで、そうであれば余計すぐにでも始めたほうが良いというのを過去何度も伝えていたのですけれども、なかなか進めていただけなかつた。今回は、またこのように明言していただいているので、具体的にいつから検討を始めるのか、今年中なのか、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和5年度から検討を始めたいというふうに予定しております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） あともう一つ、これは事務的なことなので、課長でもいいかなとは思いますが、公共施設マネジメント計画の22ページに耐震改修促進計画の対象建築物の耐震化状況ということで、役場庁舎については耐震診断が未了と、あと耐震化改修も未了というふうに記載されているのですけれども、かなり前に耐震の診断は行って完了しているはずかなと思うのですけれども、未了というのはこれからももう一度耐震化の診断をするということなのでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

計画策定当時のときにその文言が残ってしまったとは思っていますけれども、基本的には耐震化診断は終わっておりますので、あとは先ほど総務課長からありましたとおり、庁舎の建て方、基本的には複合化という形になるのかもしれませんが、そういうのができるのかどうかも含めて、そういう形で進める形になりますので、耐震化等については、診断については終わっているというふうに思っています。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうしたら、この計画の未了というのは間違いだったということですね。

それで、あと今はちょっと大筋の方向性としては耐震化ではなくて建て替えだということでもいいのでしょうか。当初提案のときには、かなりのお金がかかっている、耐震化にも、

建て替えも同じぐらい、何十億というふうにかかりますというのを説明を受けた、診断の後に経緯があったと思うのですけれども、一応建て替えをするということによろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その件に関しましても、これから協議を進めていくということがございますので、一応その辺の整理をした上で耐震化になるのか、建て替えになるのか、その辺を判断していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） だったら、先ほどの建て替えについてはということではなくて、耐震化も含めてということで、まだ建て替えなのか、耐震化は決まっていないということで理解します。

あと、2点目で新規事業が少ないということは言っていたものの、自分は医療費無償化の18歳までの対象年齢拡大についてはやっとかという感じで、管内様々な町村でも行っている事業で、やっとか羽幌の子供たちも高校まで医療費心配することなく治療を受けさせることができる。昨日もたまたま中学生のお母さんと話したときに、もしそれが実現すれば、本当に助かるというふうにおっしゃっていました。子供を持った親からすると、何も無い、医療にかからないのが一番ですけれども、何かあったときにこういう制度があることで安心して子育てができるのではないかなというふうに思っていて、本当にこれに関しては評価しています。

国も来年度ですか、やっぱり子ども・子育てについてかなりの政策、予算も含めてついてきます。ですので、今回この執行方針には本当に少ししか触れられていないのですけれども、これは執行方針の中で大きく、やっぱり羽幌町として子育て支援含めて今年はやるのだということを手高らかに伝えてもいいと思うのです。ですので、ぜひ何かの広報をするときに、こういう子育て支援を羽幌町がやっているというふうに自信を持って発表していただきたいというふうに思うのですけれども、子ども・子育てについて町長からの来年度へ向けての方向性ですとか、思いがもしあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今議員からもありましたように18歳までの拡大といったことで、子育ての支援といったことは、できたことはよかったなと思っております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 子育て全般ということでございますので、例えば福祉課で国からの補助でやっております幼稚園や保育園の支援だとか、それから健康支援課でやっておりますうさこちゃんですとか、そういった小さい子をはじめとした教育の一貫でありますお母さんとのあれですとか、それから乳幼児に対する任意の予防接種の無料化など、今までやってきたところでございますが、これからも継続して全体として子育てに貢献できるように努めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） きっと国もこれからもっともっと子育て支援、少子化対策についてもいろんな形で各市町村ですとか、自治体にも交付金ですとか、いろんな補助も出てくると思いますけれども、ぜひ羽幌町もそういうものを生かしながら、子育てに優しい町として進んでいってほしいなというふうに思っております。

もう一つ、以前から町長は1次産業を羽幌町の基幹産業だということでは言っているのですが、この1次産業が発展すれば他の産業にも波及するということなのですが、その前提としての羽幌町の基幹産業についてお伺いしたいのですが、基幹産業が1次産業だという、そういう定義というか、羽幌町の基幹産業は本当に1次産業、農業、漁業、林業でいいのでしょうか。そこがちょっと分からなくて、何を基に羽幌町の基幹産業というふうに位置づけているのかなというふうに思っているのですが、その辺羽幌町の基幹産業についての定義を教えてくださいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 当町は、皆さんお住まいの中でよく御存じと思いますが、農業があり、漁業ありといったところで、それで山もあり、林業もありということで、当然この1次産業が基幹産業であると。特に大きな工場もなく、5年ぐらい前ですか、養豚場ができたぐらいで、あと特に工場誘致等は昔のようにできるような時代でもなさそうござい

ますので、そういった意味では農業、漁業、林業といったことが基幹産業になろうかと思  
います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 総合振興計画の中にも産業の推移ということで、各産業の様々な  
データが載っているのです。例えば就業者についても1次産業、2次産業、3次産業、あ  
と分類不能というのがあるのですけれども、その中でも1次産業というのは3次産業より  
もかなり就業人口としては少ないです。あと、例えば販売ですとか、そういう金額でいく  
と、振興計画でいくと6ページ、7ページ辺りだと思えるのですけれども、その辺販売量で  
すとか、就業人口、あと企業数で比べると、かなり1次産業って小さいのです。それに比  
べると3次産業とかのほうは人も、あと売上げも含めるとかなりボリュームがあると思  
うのですけれども、それでなぜ1次産業が基幹産業であると、答弁のほうにあったのですけ  
れども、その辺もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年度のようにお米が豊作であって、ちょっと金額は忘れまし  
けれども、売上が上がったというようなこともございますし、また漁業もホタテを中心  
といたしますか、アキアジですとか、あと島のほうではニシンやアキアジでしたか、それか  
ら若い漁師がやっているタコなども大変豊漁であったと。そういったことから、外部へ販  
売して輸出といたしますか、輸入といたしますか、販売した金額が地元へ跳ね返ってくる、そ  
ういった意味では1次産業が一番有効であるというふうに考えるからであります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） いいえ。単年度で見るとはなくて、羽幌町の産業の構成部分で  
考えると、先ほども言ったように比率がかなり違うのです。販売実績に関してもその年、  
その年は違うかもしれませんが、データと町長の思いというのがリンクしていない  
のかな。人数は少なくとも基幹産業、少なくとも売上げが多ければまた考えるのですけれ  
ども、その辺がなぜ基幹産業に、もちろん大事です。農業、漁業、1次産業もちろん、そ  
れを否定するものではないのですけれども、それ以上に多くの人に関わっている3次産業  
なりも目を向けるべきなのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょ  
うか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私が日頃申し上げているのは、第1次産業の振興をもって、その  
活力、力で町内の各事業所や企業に活力のある町ということで影響していただければとい  
うふうに思っておりますし、現実的に商工業に対する助成制度や支援なども今までどおり  
にもやっておりますので、今後ともそれは変わらないように考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 1次産業を手厚くする、もちろんいいのです。だけれども、先ほ  
ど言ったようにデータ上、やっぱり3次産業を含めた人数ですとか、企業数ですとか、あ

と売上げも含めて、そこに重点的に支援することでよりよい、相乗効果はもっと広がる可能性もあるのかな。そして、第2期の羽幌町まち・ひと・しごと総合戦略の中でも数値目標で1次産業の農業、漁業の新規育成で25人という目標を立てているのはいいのですが、もちろんそれだけではなくて、普通の一般の雇用に関しても目標値を掲げていると思うのです。その辺は全く触れられていないので、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

今回の答弁の中では、たまたま町長が一番基幹産業として以前から言っております1次産業部分だけ触れさせていただきました。しかし、そのほかにも2次産業、3次産業のほうをおろそかにするとか、そういう意味ではなく、特に重要だと考えている1次産業部分だけ触れさせていただいたというところでもありますので、2次産業、3次産業も当然のことながら大事、重要であるというふうに認識しております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 課長の答弁でなく、町長の口から今のことを聞いたかったなというふうに思っています。

もちろんまち・ひと・しごと総合戦略の中にも雇用について同じように20名とか25名の新規雇用のため、継続雇用のための計画、あと目標値が設定されています。令和6年までの計画ですけれども、もうそろそろPDCAサイクルの計画でいくと、今結果について検討する時期かなというふうに思っているのですが、令和6年までですけれども、今の段階でうまく計画どおり進んでいるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

これにつきましては、検証委員会というものを設けておまして、毎年数値等の整理をしております。KPIという数値を一応設定しているのですが、各論で言いますと全然、目標に対してゼロというのもございます。ただ、目標どおり達成している部分もありますし、今全体的に中間地点での時期でありますので、今後その辺を検証しながらまた進めていければなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） せっかくなつくた、ただの目標ということではなくて、それに近づけるようにどんどん改善を含めて進めてほしいなと思いますし、また町長が大事にしているから1次産業だけをということではなくて、先ほど課長の答弁があったとおりほかのもしっかりサポートしていくのだということです。ぜひ令和5年についても、また6年についても一生懸命取り組んでいただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目ですけれども、そのとき、そのときでどのようにするのだということ

だったのですけれども、今回執行方針の中では新型コロナウイルスについての文言が執行方針の中では1か所ぐらいですか。かなり減っていると感じています。町長の認識の中でも大分落ち着いて、コロナ前の状況に戻っていく令和5年になるのかなというふうに思いますけれども、令和5年に向けて新型コロナウイルスに関しての感染予防なり、拡大防止についてもう一度町長、町としての取組について何かあればお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ここに書いてあるとおりで、マスクについては3月の十何日でしたか、2類から5類につきましては5月の8日という発表になっておりまして、5類になりますとインフルエンザと変わらないというようなことで、全くコロナ前の日常に戻るといようなことになろうかと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ただ、公共施設だったり、役場職員についてはこのまま対策を続けるということなのですが、それはいつぐらいまでを考えているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

答弁には当面という形で書かせていただいているのですけれども、今町長の答弁にもありましたように、5月8日に5類に引下げになるというようにございまして、まずは5月8日までは同様の措置をしていきたいなというふうに考えております。

あと、その後につきましては、そのときの状況で縮小していくのか、継続するのか、その辺は判断していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 役場内、職場、仕事中はそういうような、一つの事業所としてそういう方針というのは分かりました。

あと、役場内で飲食ですとか、そういうことに対して特に規制をしたりとか、例えば3月、4月になると新年度が、年度終わりで年度始まりとか、そういう飲食について役場の中で指示なり、要請なり、そういうことを継続して何か発することを考えているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時36分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 外部での職員の飲食につきましては、5月8日以降は従来どおりに戻って、気をつけていただきたいのは3密等に、換気等に気をつけていただきたいとい

うこととございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうしたら、3月13日から以降に関しては規制をかけて、規制があったのか、なかったのか分からないですけども、5月8日以降は飲食については解放するというような答弁だったのでですけども、それでいいのですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時41分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの答弁につきまして、訂正をさせていただきたいと思いません。

先ほどの答弁の中で5月8日以降については規制なく外食をすることはできるとの答弁をいたしました。現在においても規制は行っておりませんので、その部分につきまして訂正させていただき、現在においても感染対策に十分気をつけてもらう中で外食については特段の規制は行っておりませんので、訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ここを深く掘り下げることではないとは思いますが、訂正するという事は今まで町長の認識が違って、ずっと食事に関しては普通の方も、また町職員の方も規制をしていたというふうな、間違っただけで答弁されているということは、思うのですけれども、その辺本来の認識は違っていたということですか、今まで。今訂正するまで認識は違って、今訂正したということで、一応確認なのですが。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 国の基準が2類から5類になったことと、それから外での飲食は今までどおりこれからもいいということがごっちゃになって、飲食についても今までは規制があったような、そんな思いがあったので、勘違いしてしゃべったということとございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 町長がこの議会、一般質問の中で勘違いして答弁されているのは、本当に今まで、それこそこんな状況でいいのかなと。町長が勘違いされて、分からないですけども、新たな新年度に向けていろんな勘違いはまだあるのではないのか。特にコロナに関しては町長の勘違いが町民に直接いろんなことで影響すると思いますし、これから緩和していく中で正しい情報を町民に伝えることができるのかちょっと不安に思うのですけれども、その辺このような認識のままでもいいのでしょうか。勘違いしたまんまで答弁を



されることに対して、どのようにお考えですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どのような認識かと言われましても、今の質問の中で単純に混乱して規制があったように思ったので、5月8日からは5類に落ちて、その規制が外れるというような発言をして、勘違いだったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかのことにつきましては、担当課で北海道の要請事項や指示に従ってやっておりますので、私が勝手にこうすれ、ああすれというようなことで指示したことはないので、今後もしそういう部分については心配ないと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） ぜひ、今後町民に対して、あと学校に対しても正しい情報を、もちろん最終的に発行責任は町長なわけですから、町長が正しい情報を正しく伝えるように指示、自分はいいのだと、担当課がやるからではなくて、やっぱりこの町のトップなわけですから、正しい情報をしっかりと伝えてほしいなと思います。

町民の方もちょっと困惑する部分もきつとあると思いますので、ぜひ正しい情報提供のほうをお願いしたいと思いますけれども、今後情報提供について何かもし考えていることがあれば、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

町長の答弁の中にもあったように、保健だよりというものを3月10日付で発行をして、まず配布をして、それプラスしまして、あとはホームページですとか、防災infoですとか、そういう部分を活用して情報提供に努めたいと思っております。

先ほど来の質問なのですけれども、基本的に町長からの命令で我々当然動くわけですけれども、事コロナに関しましては感染症法上、国・道の方針を町が伝達をするというような状況になっておりますので、なかなか、町長が間違っただけを例えば持っていたにしても、そのような状況には基本的にはならないというようなことは、まずご理解をいただければというふうに思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

あと、プラスして保健だよりの中には今後のワクチンの接種部分とかも情報として入れていく予定で現在作成をしているという状況であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 町長の指示がないと言っているけれども、こういう公の議会の中で勘違いだった、間違っただけで発言されると、それが変に伝わってしまう場合もあるので、正しい情報をまずしっかりと町長に関しては認識していただきたいというふうに思っています。

時間がないので、次行きます。中学生からの事業、これに関しては12月答弁していただかなかったもので、とても悲しい思いをしました。ただ、今回の答弁ですと各関係する課

が一生懸命次年度に向けて様々な事業に取り入れようとしている努力を感じています。きっと子供たちがそれを聞くと、自分たちの発言が役場の職員を通じて、町に少しでも寄与できるのではないかというふう感じたのではないかなというふうに思います。各担当課大変だったと思いますけれども、本当にご苦労さまでした。

そして、そのまま次年度やるというようなことのものもありましたし、関係団体等と協議するという話も話していただきました。ぜひそれがどういうふうになるか、役場で言う事業評価ではないですけども、こんなに役立ったよですとか、そういうのも含めて、今後も継続して学校側、子供たちにも含めて、もちろん町民にもとてもいい流れだと思えますので、伝えてほしいなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか、今後について。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

事業1件1件につきましては、現時点で考えているところ、先ほど町長の答弁から申し上げたとおりでございます。一律にこうするという答弁というのはなかなか難しいもので、年度中、また来年度以降も継続になるものとしまして、1件1件事業に対して取り組んでいながら、結果的にどうなったという結論が出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今後というところで、せっかくですので、単年度でこういう事業できましたということで報告も含めてしていただきたいなというふうに思ったので、これは答弁はいいのですけれども、先ほど教育長の教育行政執行方針の中にも触れられていました。学校教育ではないのですけれども、自分はこういう事業を通じて、やっぱりまちづくりに参加している意識を高めるような今回の学校の取組だったと思うのです。ぜひ、町長もかなりすばらしい事業だということでおっしゃっていたので、うまく今後も継続して、そして子供たちとも関わってほしいなというふうに思っています。

そして、もう一つこの件でしたが、議会に対する報告が遅れたことに関してなのですが、自分1月の初めに中学校に行ったときに、役場側から回答はもらいましたというようなことを聞いたのですけれども、その辺回答を出したのは1月初めのほうだったと認識しているのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

我々が、まず提案いただいたものに対してペーパーで大柰の町の考え方ですとかをまとめた資料を持っていったのが1月12日に中学校のほうに持って行ってあります。それで、一応は、大体はそれで大柰の回答という形にはなるのかなというふうには思っていたのですが、我々としましては直接説明する用意はあるということ伝えておりましたので、その辺またさらに中学校側も説明を聞きたいということであれば、再度日程調整に向かっていきましょうというような話をしていたのですが、双方いろいろ仕事のほうそれだけではないと思いますので、学校のほうもなかなかスケジュール的に取れなくて、それで2月末になって、今回は直接の説明を見合せましょうというようなことで、今回一定の一連の流れといいますか、そういった部分では一回終了しましょうということで確認をしたところであります。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 学校側との交渉は分かりますけれども、自分は議会側に12月答弁をしなかったわけですから、いち早く報告なり、状況説明をしてほしかったなというふうに思います。

最後、インターネット配信についてです。これについてはずっと議会として取り組んできたのですけれども、形には結局はならなかったです。5月以降、新たな議会、議員の中で町民のために改めてよい情報提供について協議をしていただきたいというふうに思っています。

それで、町長に最後確認します。前回12月の議会懇談会では、インターネット配信は理解しているということと、あと問題については予算をつけるか、つけないかだというふうな私たちの認識だったのです。配信については理解しているけれども、予算つける、つけないかはその次の段階だという議会側の認識でした。インターネット配信について理解しているのであれば、今回も、何回も質問したのですけれども、よりお金のかからない、予算のかからない方法での提案を求めたのですけれども、なかったということなので、ぜひ今の段階で、そして何度も一般質問、また懇談、あと今回の質問する中で協議は一切行われていなかったということは誠に残念なことですし、理解はできません。今後議会と町側が本当に理解し合い、信頼し合ってまちづくりのために推進していくためには、やはりお互いの理解が必要なのではないかな、そして協力、議会も協力しますし。ただ、それが理解、協力が一方的過ぎて議会への理解が薄いのではないかなというふうに思いますので、

インターネット配信について、今私が伝えたことについて最後の答弁になるとは思いますが、今後建設的に実現するような形で進めていけるような、最後一言でも二言でも配信についての思いを答えていただきたいということで思いますので、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） インターネット配信につきましては、従来から答弁は同じでございまして、改めて聞かれてもそのことにつきましては私としては変わらないので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） これで7番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、質問します。

件名、旧宮坂デパートの解体撤去について。質問要旨、旧宮坂デパートは平成19年10月に閉店後破産物件となり、土地、建物の所有者が現在もいない状況である。建築より46年が経過し、老朽化が進んでいることから、危険を考慮し、町では南4条通りの歩道を部分的に閉鎖しているため、歩行する町民は車道を通らざるを得ない状況となっている。この通りは通学路となっていたが、現在登下校時には遠回りを余儀なくされている。

さらに、この建物は4階建てであることから、万が一落下物等があったときには歩行者はもちろんのこと、走行中の車、周辺で仕事をしている人など、全ての町民に危険が及ぶ可能性を危惧している。

過去に実施した旧宮坂デパートの事務管理による修繕は、非常階段の外壁の撤去、4階窓ガラスが破損した際の合板での修繕があったと理解しており、町では今後も危険な箇所が出た場合には事務管理で修繕等を実施するとしているが、その都度の修繕費を重ねていくことを考えると修繕費が総額で幾らになるのか計り知れないと考える。町民の安心、安全を確保するためには、このように所有者のいない危険な建物については、全面的に解体撤去し、町民に危険が及ばないようにするのが行政としての使命ではないか。危険な建物を取り除き、町民の安全を確保するために歩道を開放し、通学路線を回復させるべきと考える。閉鎖後15年経過し、老朽化が進んでいる旧宮坂デパートを解体撤去し、全ての町民の安全を確保するべきと考え、次の質問をする。

1、南4条通りの3丁目部分の歩道は、旧宮坂デパートの老朽化により危険性を考慮して歩道を部分的に閉鎖している。この通りは通学路であるが、現在は除外している。町としてこのような状況を長年にわたって放置したままでよいのか。児童はもちろんのこと、

全ての町民の安心、安全を第一に考えたときに建物の解体撤去を早急に実施し、一日も早く歩道を全面開放し、児童の安全確保のために通学路線を回復させるべきと思うが、町はどのように考えているか。

2、旧宮坂デパートは空き家となってから15年が経過しており、この間定例会の一般質問において各議員が建物の老朽化が進み、町民に危険が及ぶことを避けるために解体撤去を求めて質問している。平成29年12月の町側の答弁では、補助制度や手法等について北海道と協議をし、有効な手段を検討していきたい。さらに、平成30年6月の町側の答弁では、留萌振興局より提案、指導をいただいたので、今後検討に入りたいと言っているが、どのように検討したのか、また結果はどうか。

3、空き家であって所有者がいない危険な建物を解体撤去をする際の国や道の手法や補助制度について調査をし、北海道とも協議を重ねて町の負担を極力抑える形での解体撤去の計画を立てて実施すべきと思うが、今後どのように進めていくか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の建物の解体撤去の実施についてであります。児童をはじめ建物周辺を通行される方の安全確保を第一に考え、町道等においては歩道部分の通行規制を行い、通学路から除外しているところではありますが、建物への対応につきましては、建物の所有権及び管理責任が清算会社に所属していることを踏まえ、状況に応じて民法に基づく事務管理により必要最小限の措置を講じることが当町の費用負担が少なく最善であると考えておりますことから、解体や撤去につきましては現在も実施する考えはございません。今後においても関係機関と連携し、建物周辺のパトロールを実施するなど、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の補助制度や手法等に関する検討状況及び結果についてであります。補助制度の内容につきましては、これまでに北海道に対し確認した経緯もございしますが、建物に関する対応としましては、現状の補助制度においては先ほども申し上げましたが、民法に基づく事務管理により必要最小限の措置を講じていくことが当町の費用負担が少なく、最善の方法であると考えております。

3点目の建物の解体撤去に向けた今後の対応についてであります。先ほど申し上げましたとおり、建物の解体撤去につきましては現在も実施する考えはございませんが、今後も他の事例や国の補助制度等について情報を収集するほか、法の整備等につきましても機会を捉え要請してまいりたいと考えております。

以上、工藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、再質問します。

まず、この4階の窓ガラスについては現在1枚補修しているの、残り6枚あります。これは、南4条通り側の残り3枚は一度も交換されておりません。ですから、昭和51年に建築してからそのままのガラスです。道道側のガラス3枚は、宮坂が営業時にひびが入ったということで交換しております。新しいから、古いからという問題ではなくて、危険度はどちらも同じだと思うのですけれども、やはり昭和51年からずっとそのまま交換もなしにきている4条通り側の3枚については僕も大変心配しております。このビルは、一般住宅と違って風当たりが非常に強いです。強風時には中にいるとガラスが内側にしなるくらいの状況を何度も見ていたのですけれども、そういうことも頭の中で思い浮かべるととっても危険だなということで、今もそう思っています。

こういうような状況であることを考えると、町負担は多少かかっても、町民の安全確保のために撤去して除去するというのをやはり実施していくのが僕は行政側としての立場でないかなというふうに思っております。

それから、この一般質問で過去に質問しているのは、平成29年から5度一般質問でやっております。答弁は当初の最初の頃のほうがまだ前向きな答弁だったのですけれども、だんだん回を重ねるごとに消極的というか、事務管理をやるのが一番いいのだみたいな答弁に変わってきております。この事務管理、先ほど言った4階の窓ガラスは6枚と言いましたけれども、3階にも6枚、2階にも6枚あるのです。全部で18枚です。これは全ていつひび入って割れるかというのは分かりません。朝起きたら割れているかもしれないし、夜中のうちに割れるかもしれない。強風が吹いたら、さらに危険度は高い。万が一落下するという状況が発生した場合には、やはり町民に被害が及ぶ、そういう危険性は僕十分にあると思います。この辺を行政側はどう考えているのか。まず、町長どう考えていますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁でも申し上げましたとおり、当町の責任といたしましては、民法上に基づく事務管理による最小限の措置ということが最も重要でありまして、最も町民のためになるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それは、町民のためにはなりません。あえてならないと僕言います。

万が一そういう状況になって、例えば仮にひびが入った状況を見て、そしてそこを修繕するまでどれだけの日にちかかるのですか。今日見たから、今日やってすぐ補修できるかどうか、この辺も考えないといけないし、それから一回一回事務管理で費用を負担していくにしても18枚ガラスあるのです。18枚ずっと割れる可能性があります。これは、そんな長く俺町長やっていないからいいわと思っているかもしれないけれども、後の町長に預けないで、町長が現職にいるときに解決するのが僕はそのときの町長の責任だと思うのです。こういうふうな考え方にならなければ、やはり町の危険な部分の除去はできないと思います。この辺はやっぱりしっかりやってもらわなかったら、いけないのだと思うので

すけれども、その辺は考えていないですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁の繰り返しになりますけれども、民法上に基づく事務管理の措置ということは町の責任でございますので、その辺のところご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） もう一回言いますけれども、そういうことでなくて、今町長は町のトップ、最高責任者としていらっしゃるわけですから、やはりそれは六千何人かの町民のために危険が及ばないようにするのが、僕はむしろそれが最善なのだと思うのです。割れてから、壊れたから直すのだ、一回一回その都度費用かかるのです。一般財源から持ち出ししてやっていくのです。それよりも道からも国からもこういう物件に対しての補助制度、これ後で言いますけれども、あるのです。ですから、そういうものでやはり、それは町の持ち出しは幾分かありますけれども、これから長い間町民に安心をもたらすことのほうが僕は大事だと思うのですけれども、その辺大事だと思いませんか、町長。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁の繰り返しになりますが、町の責任といたしましては、民法上に基づく事務管理ということが必要最小限で、金額的にも少なくとも済むということになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、山口教育長に、児童が通っている4条通りの歩道が通行できないということになっているこの現状、何年からそういうふうになっているかは私頭の中に入っていませんけれども、やはりこういう部分も児童の登校時の安全のために僕は解決しなければいけないと思うのですけれども、この状況、山口教育長ずっと分かっていると思うのですけれども、今までどのように考えて、そして今後どうしたら最善なのかという部分、ちょっと教育長から聞きたいと思えます。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたしますが、私が町の事業に対して申す立場にございませんので、子供たちの安全ということに対しては非常に憂慮しているところでございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、副町長にも考え方聞きたいと思えます。

副町長、3年何か月か私にも指導していただいて、監査委員という立場と一緒に仕事をしてきました。現在副町長となりましたけれども、この宮坂デパートの状況は副町長ずっと見て分かっていると思うのですけれども、例えば川北からあの4条通りのホテルの裏側の橋渡ってきて歩いてくる人がいるのですけれども、宮坂の手前の角で曲がって、そして迂回して通るのを僕見るのですけれども、こういうことも解決できる方法を考えてやれば

りやっていくと。そして、町長とも相談しながら、町民のためにこういうふうにしてやっていくべきであるという進言をやはり町長に言っていくべきだと僕思うのです。この辺はどのように考えていますか。

○議長（森 淳君） 副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

工藤議員とは監査委員ということで、いろいろお世話になりました。その上で、今回の法人、個人の方ですけれども、その財産につきましては破産がされて破産手続終わられたということですが、残余財産があるわけで、会社の法人格が消滅するわけではないもので、清算結了が行われるまでなお法人格が存在します。

それで、どういうことかといいますと、本件不動産の所有権は清算会社であるその会社の方に帰属しておりますので、破産手続後の清算会社は清算人がいないため、清算会社と取引等をするためには清算人の選任手続をしまして、実際には処分するという形にはなるのです。ただ、いらっしゃらないので、それについてはこれからの手続、いろんな方法があるかと思えますけれども、それに基づいてやっていかなければいけないかなど。というのは、今個人というか、法人の、実際には責任はそちらの方にあるので、それを町が撤去、除去するということになりますと、町民の多大な税金を使った形で処分をするということになります。皆さん、町民の方が全部ご理解していただければそれは最もいいのですけれども、なかなか難しい問題かなということで、今後何かいい方法があればということを考えてやっていこうとは思っております。

以上です。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それで、過去の一般質問での町側の答弁の中に平成30年6月、今までは補助や制度が一切ないとのことだが、現時点ではどうかという、こういう質問に対しての答えです。5月22日に留萌振興局から略式代執行による除却という手法が取れそうである、除却費の5分の2の交付金と市町村負担分の2分の1の特別交付税で措置される旨の情報提供があった、今後略式代執行が可能かどうか検討する必要があると考える、こういう答弁でした。この中身というか、まず5分の2の交付金ということになると、分かりやすい数字で僕考えたのですけれども、全体で1億かかるとすれば4,000万が交付金で、それから3,000万が特別交付税で措置されるということですから、羽幌町の持ち出しは3,000万で実施できるということです。これは、町長理解しておりましたか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） まず、総体の費用は1億というような試算でお話しされておりますが、そういうことは全く無理でございますので、そこからもって試算のスタートが違っておりますので、そういう計算にはならないと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。



○5番（工藤正幸君） それでは、もう一度言います。除却費の5分の2の交付金と市町村負担分の2分の1が特別交付税で措置される、このことについて理解していますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時29分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

国の補助制度の件が出ましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

確かに工藤議員おっしゃるとおり、以前の一般質問の中でそういったことが、やり取りがあったかと思えます。それで、今現在国のほうでも空き家対策の総合支援事業ということで事業がございます。その中身につきましては、実施主体が例えば所有者が行う場合と地方公共団体が行う場合ということで補助率もそれなりに違ってきます。それで、ただいま持ち合わせている資料の中では、工藤議員が今おっしゃったような補助率だったと思うのですが、特別交付税の分についてはどうなのかというところが今の現状としては確認ができないのが一つあることと、この補助を受けるための条件というのがいろいろございまして、それらの条件がクリアしなければまずいけないということもあるかと思えます。そういった詳細につきましては、今の現状でどのようになっているのかというのは、まず確認する必要があるのかなと思うのですが、手持ちの中の資料の中ではそういった条件をクリアするために相当ハードルが高いのかなというところも見受けられているのは実態としてございます。

それで、今後年に1回ないし2回、北海道のこういう空き家の関係の担当の会議がありまして、その中でも新たな動きが出てきましたら、支援制度の説明もございますので、そういった機会を捉えまして、まずは状況の収集をしていって、その中でよりよい方法があるのであれば持ち帰って、まずは共有していきたいというふうに考えています。

それで、先ほど町長申し上げましたもともとの事業費自体が相当大きいものですから、補助率が先ほど言われたような率でいただいたとしても、相当な額になるというふうに思いますので、今の現状の対処としては答弁で申し上げましたとおり、民法による事務管理で行うというほうがまず費用の面からいっても最善だろうというところでございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 僕が一番心配するのは、やはり万が一のことが一番心配なのです。例えば強風の日にひびが入って、そしてそれが破損してしまうという危険性は僕あると思うのです。ですから、この辺の部分の捉え方なのですけれども、過去の一般質問の中で、

これは平成30年9月の答弁、すぐに倒壊する状態にはなっていないことから、具体的な検討はまだ行っていない。これが非常に危険だと思うのです。倒壊する可能性は、僕十分にあると思うのです。だから、倒壊するような状況でないから何もしないで、何かあったときに事務管理でやるのだと言っても、何かあったときが大ごとになったら、それどうするのですか。ガラスが落ちてきて万が一に当たった、けがした、こういうふうになったときに僕、町の責任あると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

実際にはまだ先ほども、あと私のほうから述べましたけれども、完全に残余財産が残っていますので、清算結了が行われない場合は清算会社であるもとの会社の方が責任はあるわけです。ただ、それに代わって確かに代執行という形もできますけれども、それはその代わりに町側がもしやった場合については、そちらの清算会社のほうに費用を求めるということもできます。ただ、実際には会社がないので、最終的にはお金が入らない場合もございまして、責任自体は、根本にあるのは町ではなくてその清算会社であります。そこを考えながら、撤去の方法を考えていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そういうことになりますと、清算会社という考え方で今おっしゃられましたけれども、倒産してもう会社はないのです。そこがどうにかできるわけではないわけですから、やはりそれは町が何とかしなければいけないと僕思うのですけれども、違いますか。

○議長（森 淳君） 副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

法律上そのような形になっていますので、それについてはその法律に合わせた形で町も動いていかなければならないというふうな考え方でおります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そういう状況であっても、ここに先ほど言ったように略式代執行はできるのだと思うのですけれども、それはどうですか。

○議長（森 淳君） 副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

方法につきましてはいろいろな方法がございますけれども、全てができるということではなくて、その手続を取りながらやっていくということなのです。そうすると、かなりハードルの高い撤去の仕方になるかなとは思っています。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 副町長と話しているとだんだん難しくなってくるのですけれども、これは町側の考え方によって町の町民に危険が及ぶような状況であれば、安全を確保するために、あるいは町民に危険が及ばないようにこのようにしてやるのだということを町長をはじめ特別職の方で決定すれば、町民は納得するのではないですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町民が納得するのではないかというご意見でございますが、私はそこは逆だというふうに考えております。費用についても1億では、そんなものでは済みませんので、申し上げたとおり何億かかるか分からない、そういったものを交付金が当たるからできるのだとか、そこに一般財源が入るわけで、危険は確かに私も承知しておりますし、何かあったときは私の首が飛ぶかもしれません。しかし、一般財源を投入して町に権限のないものを解体するということにはなりませんので。

それで、もっと申し上げますと、これは言わないかと思ったのですけれども、前にも言っていると思いますが、底地については債権で持っている会社があるそうです。私が確認したわけではないので。そういう会社が全国に何社か知りませんが、あるそうで、その債権というのは抵当権ですから、登記しなくても構わないわけで、その紙切れを持っていれば更地になったとき、どうもありがとうございますと出てきた場合には、その人の土地ということに、債権で持っていればそういう形にもなりますから、ただ壊せばいいということにもならないわけです。

そういった観点から様々いきますと、先ほど言った代執行につきましても当時国からそういう法律ができたよということで前の町長、副町長のときに特別委員会を立ち上げて検討した結果、すぐ特別委員会を閉じました。閉じたということは解散したというわけではないのですけれども、それは1軒やるともう一軒出てきたらやらないよというわけにはいきません。そういうことで、これはうまくないなということで、そこでストップしました。

それから、留萌町村会で十日町市でしたか、視察に行ったときにやはり特別空き家でこういういい法律ができたということで解体をやりましたというような事案がありましたので、早速みんなで行って話を聞いてきましたが、3棟ほどやってやめたということでございます。その理由は、1軒やったら次から次と出てきて財源何ぼあっても足りない。そういうような状況で、あとできません。それで、私どもにもそうでしたけれども、ほかの視察の方々にもやるのでないというふうに申し上げていますからというふうに言っておりました。それほど責任の所在とお金の使い道と両方てんびんにかけてときには、住民の納得が得られる方法といったときには、議員おっしゃる町民の安心、安全ということは最優先されるべきですが、財源につきましても限られた財源をどうやって使っていくかとい

ったことは、これから明日、あさってですか、予算委員会でまた皆さんからたくさんのご質問をいただくとお思いますけれども、大変難しい問題であるということをご理解をいただきたいと私は思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） いや、理解できません。このことについて質問するのですねという、町民から昨日声かけられました。頑張ってください、何も言わなかったら羽幌変わらないから、今羽幌の町死んでいるよ、こういう町民の声がありました。やはりどういう角度で考えていくかによるのだと思います。町長が今おっしゃったように、もう手つけないのだというふうにしたら、あの大きな建物はやがていつか崩壊すると思います。その時々町の町長がやはり真剣に考えていって、何とか工夫をして物事を進めていくというふうには僕も考えてもらいたいと願って今日この質問に立ちました。先輩議員が質問してからもう4年、なりましたけれども、僕なりの強い思いがあつて質問しております。この辺の捉え方をひとつ改めてと言ったら失礼になりますけれども、やっぱり僕そこの町長の席に座っていたら真剣に考えると思うのです。この辺をどうか皆さん理解してもらって、やる最善の方法を突き止めていってもらいたいと思います。

それで、過去の答弁でもあつて、僕が思ったことをここに書いたのですけれども、まず危険な場所というのが、今僕何回も言いましたけれども、ガラスが全部で18枚、この屋上に設置してある看板がついている、通常何ていうのでしょうか、建屋というのか、看板塔というのか、ここも宮坂が営業しているときに1回部分的に破損しております。これも修理して直していますけれども、さっきから何回も言ったとおり風当たりが非常に強い。そういうふうになって、やっぱり部分的にこの部品が剥がれて落ちるという危険性もありますので、この辺の状況と併せて危険箇所、私が今長年そこにいた経験からすると危険なところはガラスとその看板ついている部分だと思うのです。こういうところが19か所もあるということをやはり考えたときに、そういう解体撤去という方法を探っていただきたいと思うのですが、その辺どう考えますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁でも最後に申し上げておりますが、旧デパートにつきましては今後も他の事例や国の補助制度などについて情報を収集し、法の整備などについても機会を捉え要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 今おっしゃった、町長言われたことはもっと早くやっていたほしかった。ああいう状況になって、あのガラス1枚修繕したのもう何年前ですか。たしか平成29年だと思うのですけれども、その頃からもっと道なり国なりいろんな補助制度を相談してやっていたら、こんなに時間かかっていないと思うのです。これはここで質問するまでは私できますけれども、私が実施することはできないのです。できるのは行政側の町長をはじめ副町長も教育長も、そして担当の課の課長と話を詰めていって進めてもらわな

ければ、やはり羽幌の安全は守れないと思うのです。この辺の考え方に立って町長、答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 何度も申し上げておるとおり、町の立場といたしましては民法上の、民法に基づく事務管理ということが最善の方法でございますので、この方法をもちまして今後とも責任の所在のあるものについては修繕等をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） いろいろ聞きましたけれども、何せ一般町民に危険が及ばないように、一番できることは目視で今どういうふうになっているかというのは大事だと思うので、この辺をやはり町長をはじめ担当課の方も毎日見てほしいと思います。危険に応じてやはり手当てしていく、町民一人もけが人を出さないのだということのを頭の中に入れてやっていてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（森 淳君） これで5番、工藤正幸君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私からは、2件質問をさせていただきます。

まず、1件目、町営住宅の入居について。現在、羽幌町が所有されている町営住宅入居の選考決定は、公営住宅法等に基づく羽幌町の住宅管理条例、羽幌町特定公共賃貸住宅管理条例、羽幌町単独住宅管理条例等の条例や関係規則により入居者を選考し、決定することになっております。

近年は持家世帯の高齢化が一段と進み、高齢者世帯や一人暮らしの方々が自宅の補修や修繕など、維持管理や冬場の除雪に大変苦勞されていると聞いております。このため現在自分で持っている一軒家を売って町営住宅に入りたいという方も年々増えてきております。また、一度は都会に住んだものの、高齢になってやはり生まれ育ったところに帰ってきて住みたいが、民間の賃貸アパートも経済的に非常に厳しいとも聞く。さらに、町営住宅に何回も入居の申込みをしてもなかなか希望するところに入れないとの声も聞こえております。特に高齢者には住みづらい羽幌町になってきたものと感じております。

こうした現状を踏まえまして、以下質問いたします。

1点目、各条例や規則において入居資格基準を一つでも満たしている応募者が空き戸数

以上いる場合には選考過程における透明性や公平、公正な入居者選考を行うため、空きが出たときに定期的か、その都度公開抽せんにより入居者を決定すべきと思うが、どうか。

2点目、毎回入居の希望申込みをしても常に落選する場合もあることから、このようなことがないようにするため、いずれは希望する住宅に入居できるような制度を設けるべきと考えるが、どうか。

3点目、町長の諮問に応じて設置される入居者選考委員会は、町民の方々から委員会の組織や実態が全く見えないことや、選考過程においてどのような役割を果たしているのかという疑問の声がよく聞かれます。そのことから公開にするか、廃止することも考えるべきと思うが、どうか。

次に、2件目、中央公民館（旧館）建て替えに伴う憩いの場設置について。羽幌町も少子高齢化の波が一段と進んできている現状の中で、現在公共的施設に高齢者や障がい者、若者、子供、幼児が安心して集い、語り合える憩いの場が少ないことから、地域全体の人と人とのつながりが一層希薄になってきていると感じております。こうしたことは、町の活気が徐々に衰退していくと同時に弱体化にもつながり、魅力のない羽幌町になっていくのではないかと危惧をしております。

こうした中で先般2月13日に文教厚生常任委員会が開催され、中央公民館（旧館）建て替えの基本設計が示されました。その中で特に図書室が現在の2倍程度大きくなる設計でありました。この大きなスペースを有効に活用して、これまでにはなかった公共施設内に憩いの場を設けることによって、よりよい癒やしの空間での読書や気軽にくつろげることができるような図書室にすることも必要であると考えことから、以下について質問をいたします。

1点目、建て替える2階建てにはエレベーターを整備するなど、幼児を持つ若い方から高齢者、障がい者などにとっては使い勝手のよい建物になることから、建て替える図書室に憩いの場を設けて多くの町民が気楽に利用できるような施設にしてはどうか。また、飲物を楽しみながら本を読むことができるようなカフェ施設などを併設し、癒やしの空間を提供するような滞在型図書館にすべきと考えるが、どうか。

2点目、古い本の劣化などを防ぐため書物の電子化（PDF化）を図り、パソコンやタブレットにより閲覧できるようなサービスや、新たな貸出方法の導入等、多くの町民がより利用しやすくすべきと思うが、どうか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えしますが、ご質問2件目につきまして私の答弁の後、教育長からご答弁申し上げます。

それでは、ご質問1件目の町営住宅の入居についてお答えいたします。1点目の公開抽せんによる入居者の選考についてであります。公開抽せんのみで入居者を選考することにつきましては、メリットもある一方で緊急を要する場合への対応が困難となることや、

困窮性が比較的低い方の入居などデメリットの部分も大きいものと考えております。このことから選考方法を変える考えは現在のところありませんが、今後も他の事例等を確認しつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

2点目の入居希望者に対する制度の新設についてであります。応募された方々が希望どおりに入居できないケースは結果としてございますが、選考過程においては過去の申込み状況も含めておりますことから、議員ご指摘の制度を設けることにつきましては、現在のところ考えておりませんが、今後他の事例等を確認しつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

3点目の入居者選考委員会の役割と考え方についてであります。選考委員会の公開や廃止につきましては、選考時における審査の内容には入居希望者のプライバシーに係る部分が多く含まれていることから、公開することは現実的ではないものと考えております。

また、選考委員会は町長への諮問機関として真摯かつ公平、公正に審査されているものと認識しており、その役割を十分果たしているとの判断から、現在のところ廃止する考えはございません。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 続きまして、私からご質問2件目、中央公民館（旧館）建て替えに伴う憩いの場設置についてお答えいたします。

1点目の図書室に憩いの場を設け、癒やしの空間を提供についてであります。初めに中央公民館（旧館）の建て替えにつきましては、公共施設マネジメント計画の内容を踏まえ、各フロアの機能や面積を積算し、基本設計案としてまとめてきたところであります。ご質問の図書室につきましては、面積が現在の2倍を想定しておりますが、図書施設のスペースを積算するに当たりましては、1平方メートル当たりの冊子の数など、蔵書数に応じた面積の積算基準に基づき行っており、現在の図書室の開架書籍冊数約3万6,000冊を想定した場合、車椅子での利用にも配慮した配置としてこのような面積となったところであります。したがって、施設全体における面積の観点からも図書室内に新たに憩いの場を設けるという考え方はございません。

2点目の書物の電子化、PDF化と新たな貸出方法の導入についてであります。書物のPDF化によるパソコン等への貸出しについては法令上難しいものと考えております。また、新たな貸出し方法としましては、電子図書館サービス、いわゆる電子書籍をインターネット上で貸し出すサービスでございますが、好きなときに好きな場所で借りられるという利便性から近年導入する自治体が増加しているところであります。当町としましても、読書活動推進の観点から利用者の活用しやすいサービスの提供は必要であると考えますことから、今後導入の可能性につきまして具体的なサービスの内容や費用などを調査し、検討してまいりたいと考えております。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） まず、1件目について再質問をさせていただきます。

この住宅問題につきましては、結構町民の間でもいろいろと議論されたり、大きな問題というわけではございませんけれども、高齢者にとってはいろんな住宅事情とかありまして、その都度結構お話を聞く機会がございます。それで、今回こういう質問になりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

それで、答弁書を拝見しまして、結論的に言うと選考方法、まず1点目について変えないということでございます。これはメリット、デメリットがあつて、デメリットが大きいというご判断でございますが、私としては逆にデメリットよりメリットのほうがあるのかなと。それはなぜかという、答弁書にも書いていますが、緊急性とかいろんな部分で、あるいは低所得者というか、そういう場合にすぐに入られないという、そういうデメリットは理解しております。ただ、ほかの場合は通常であれば例えば申し込んで、いろんな審査をするのだらうと思いますけれども、その中でやはりメリットというのは公平性、あるいは透明性、公正、これが町民に一番分かりやすいのではないかというのが私の考えなのです。だから、誰が入って、誰が落選したとかっていろんなことを聞くのですけれども、そういう意味からいっても公開抽せんをしたほうが特殊な事情を除いた場合、条例に載ってありますけれども、それ以外については公開抽せんをするべきだということですが、考えはやらないというような、変えないということですが、その辺も踏まえて再度デメリットの部分をちょっと、大きいからということなので、そのデメリットはどういう部分が大きいのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

デメリットの部分につきましては、先ほど答弁申し上げておりますとおりでございまして、緊急を要する場合の対応というのものもあるのかなというふうに思いますし、あと困窮性を選考委員会で審査するわけですが、これが思うほど、困窮度が低い方が入居をされる可能性もあるということがありますので、そういったところを踏まえますとデメリットのほうが大きいのかなというふうに考えております。そのため、先ほどご答弁のとおり現状の形を変える必要がないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それだけのデメリットで例えば公開抽せんをしないというのは、私はちょっと理解に苦しむのですけれども、この公開抽せんについては北海道もいろんな地区、あるいは全国いろんなところでやられています。その理由は公平性がないと、不公平だということでそういうことをやられていることが多い自治体、多くなっています。その辺も踏まえて、羽幌町もそういうところをやはり、まずどういうところがデメリットがあるのか、メリットがあるのか、そして公開抽せんをしたところぜひ調べていただけて



すか。そして、すぐに結論的に今はできませんとかというのでなくて、いいものは取り入れるべきだと私は思っていますので、そういう意味でそういうその全道で何か所も実はやっています。一々ここでは言いませんけれども、そういうところを調べるつもりはございませんか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現在のところは選考方法は変える考えはないのですけれども、今後においては他の事例等も確認をしながら、あと必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それであれば、他の自治体もそういうふうにして結構多くなってきている現状を考えると、羽幌町も前向きに考えているということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

先ほど来答弁申し上げておりますとおり、まず他の事例につきましては調べていきたいと。そして、その結果必要に応じて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 前向きに捉えてくれるという私の勝手な判断で前に進みます。

実際にこの関連で、昭和26年制定の町営住宅管理条例で羽幌町特定公共賃貸住宅管理条例には、住宅に困窮する順位や度合いにより入居順位を定め難いときは、難しいときは公開抽せんによって決定するという文言があります。条例があります。これは、今回の公開抽せん等をやることは、私はほぼ同じかなというふうに解釈していますが、羽幌町で例えばこういうその決め難いとき、定め難いときというのは過去にあったかどうか、そして公開抽せんをやられたかどうか、分かる範囲で結構でございますので、ご答弁願います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

私の把握している範囲では、議員先ほどおっしゃいましたような選考により難い場合、それで公開抽せんを行ったという事例は把握しておりません。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 例えばそういう記録も残っていないということですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

そういった記録の保存につきましては、規定によりまして保存をしているというふうに思いますが、いつ頃までの記録があるかどうかというのは現状ちょっと把握をしておりま

せん。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 把握していないという部分については、なかなか難しいのかなど。文書を破棄される部分もあるし、永久保存とか、3年保存とか、5年保存とありますので、その辺は私は理解します。

そこで、ここで言っている具体的に定め難いという基準は定まっていないのです。それで、この基準はどのような判断で、誰が定め難いという部分について決めるといふか、定めているのか、そういう基準というものは持っていますか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

選考の過程で今議員おっしゃられたような選考し難い場合の部分の細かい部分につきましても、条例の中では議員おっしゃったように住宅困窮者の順位を定め難いときは公開抽せんにより入居者を決定するというふうにございますが、それ以上の細かい部分というのは現状認識はないです。私の認識でいいますと、同じ程度の場合ということかなというふうには理解をしているところです。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） いや、条例見て、これ見ると入居者の資格の中でずっと来ると、9条の3項なのです。3項に公開抽せんをするという、きちっとうたっているのです、定め難いときは。ですから、公開抽せんもこれは、では先ほどの質問、前に戻るのですけれども、そういうのはあり得るかなということ、関連で私は今質問しているだけで、こういうこの定め難いというときは公開抽せんにより入居者を決定するという文言もちゃんと条例に載っかっているのです、ぜひそういうことで、先ほど答弁いただきましたけれども、そういうことも考えていただきたいということで、そういう基準については再度また検討して設けていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、管理条例の10条に入居者の補欠、これを決めております。補欠の順位を定めて、入居順位を定めて、必要と認められる数の入居補欠者を定めることができるようになってくるのですけれども、こういう補欠者を決めたことがあって、名簿とか、そういうのを作っているのかどうか確認します。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

入居補欠者の関係につきましては、選考の都度住居ごとに1戸につき1人の補欠者を選出しているところでございます。

以上です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） その補欠とされた方についての周知というのは、きちっとされていますか。その都度されている、申込者に対して。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

入居補欠者に関する通知はしておりません。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） していないというのは、どういう意味かちょっと理解ができませんけれども、そういう補欠者を決めておいて全然本人に連絡しないというのは、そうしたらその人は補欠者にはならないのではないですか、違いますか。ただ町で補欠者と名簿に載っただけであって、本人は全く知らないわけですよ、補欠者というのは。だったら、おかしくないですか。

名簿もちゃんと作らないと、次に、毎年例えば申込みとか、入ったり出たりするわけだから、公募するときそういうものをちゃんと、条例にうたっているものを、きちっとしたものを作っておかないと、本人は全く知らないで、例えば1人だけ入って、あと10人いたら10人のうち誰が補欠だとかというの全く、今決めていたと言ったのだけれども、決めていて、だけれども本人には通知していないと。それちょっと矛盾していませんか。ちゃんと補欠者にきちっと連絡して、一応補欠者になっていますというぐらいは連絡するべきだと私は思いますけれども。補欠者を決めていなければ別です。今先ほど決めていたと言ったので、その辺答弁もう一回、すみません。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

補欠者に対しての通知はしておりませんが、仮に補欠が出たときにはその方には通知することで、要は足りるのかなと。あらかじめ通知する必要はないのかなというふうに判断をしております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 条例にきちっと補欠者を定めるとあるのですから、やはりそれはちゃんと本人に通知するべきです。教えてあげるべきです。それ何のための補欠者の選考なのですか。その辺はちゃんと考えてください。これ以上言いませんけれども、それはちゃんと課長、覚えていてください。

それで、次に2点目に入るのですけれども、毎回申し込んでもなかなか町営住宅に入れないということで、大変困っている方が実は結構いるのです。何回も落選して入れない人、

例えば毎回、あるいは2年、3年以上も漏れている方実は聞いているのです。あるのです、現実に。余計なことは言いませんけれども、それらの方々について羽幌町はどのような手だてや対応をされているのか、されていないのか、やはりそういう人を救ってあげるべきだと私は思うのですけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

議員おっしゃいますような数回落ちても入居できない方への対応ということなのでしょうけれども、現状としまして随時募集されるときにその都度応募いただいて、その結果2回目に入居される方もいらっしゃると思いますし、3回目に入居された方もいらっしゃるかもしれません。現状としてはそういう形で、希望される場合には都度応募していただくしかないのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） この後のほうで質問しますが、まず留萌管内の実態を私調べたのです、参考までに。そうすると、留萌市を除く、留萌市は長くて3年ですか、希望する住宅に入れないのは。担当者に聞いても全然結構です。逢坂と自分言っていますので。他の町村はほぼ1年以内、それぞれの町村の住宅事情もあるのかなと思いますけれども、1年以内にその希望する住宅には入っていると、入れているという住宅事情があるのですけれども、羽幌町がそういう2年も3年も入らないという住宅事情というのは一体何が原因だと担当課、思いますか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいまの件ですけれども、それぞれの自治体ごとの公営住宅の戸数も違いますし、退去されて公募する住宅の戸数という部分も違うと思いますので、一概には言えないのかなというふうに思っています。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それはおかしいと私は思うのです。やはり留萌管内だけでも皆さん希望する住宅に3年以内ではほぼ全員入っているという実態を羽幌町だけがいろんな事情だからというふうな逃げのような言い方されると、そうしたら羽幌町町民は入りたいところあっても何年も何十年も、例えば極端な話亡くなるまで入れないのかなという、現状が今そうではないですか。留萌管内ではほぼほぼ1年以内、あるいは即入れる、それから留萌市だって人数2万何人いるのです。でも、希望する住宅はやっぱり、いい住宅に希望する方は3年ぐらいは我慢してもらおうという実態を言っているわけです。羽幌町だって3年ぐらいで入れるような例えばシステムを、だからつくらないと言うのですけれども、そういうものをつくって見たらどうですか。この後ポイント制というやつもちょっと後で言いますが、そういうことも考えるべきだと私は思うのです。だから、3年も4年も5年も例えば入れなかったら、そのままほっておくのですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

ただいまの件なのですけれども、どうしても状況を見ていますと新しい住宅という場合には特に応募される方も多いように感じています。そういったことが例えば数年続けば議員おっしゃられるようなケースもあるのかなというふうに思っています。

先ほど答弁でも申し上げましたけれども、この辺の部分につきましてもほかの事例も確認をしながら対処していきたいというふうに思っておりますけれども、現状では先ほど申し上げましたような形で現在のところ考えているところでございますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） いや、私としては結構この部分は大事なところなので、納得できないのだけれども、ほかの町村でできて羽幌町ができないというのは、住宅事情の施策が悪いのではないですか、そうすると、住宅の。住宅全体の施策が悪いから、入れない人がどんどん出てきて、何年も延ばし延ばしになっていつまでたっても入れないという方も出てきている。現状それ把握していますか、担当課で。例えば申込み出てきていますよね。それは、もう担当課で分かっていると思うので。それで、3年も例えば入れない、過去にもあったと思うのですけれども、実はそういう方結構いるのです、やっと入れたとか。だから、そういうことをなくするために、解消するためにこれから私が言うポイント制度だとか、いろんな応募回数によってそういうものを改善していく、そういうシステムをつくるべきだと私は思うのですけれども、そこどうですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

困窮度合いの部分でも、その方が、どういった方が困っている度合いというのはちょっと分かりませんが、いずれにしましても都度退去が出ましたら公募をかけておりますし、その戸数を上回った場合、都度困窮度度合いを審査するために選考委員会という形で開催をしていただいて諮問しているというような状況もございますので、この辺につきましてはそういった内容をちょっと踏まえた、そしてその結果がたまたまそうだったという部分もあるのかもしれませんが、いずれにしましても、先ほど来答弁申し上げておりますとおり、その辺の他の事例という中で細かい部分も含めて、その辺も含めながら確認はしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういう入居できない人、取り残されている方をぜひ救うようなまちづくりをしていただきたいと。行政側しかできませんので、私どもが入れられるわけでもないし、つくれるわけでもないで、その辺もちゃんとしっかりやっていただきたいというふうに思います。

町長さんには最後にお聞きしますけれども、3点目の選考委員会の諮問についてですが、これはプライバシーのとか、いろんな部分で秘匿性があるというのは私も知っております。ただ、プライバシーと言いますが、個人名を上げて委員会に資料とかペーパー、そういうものを上げているとは私は思っていませんけれども、そういう実態でよろしいですよ。委員会に例えば個人名で上げて、個人の住所で上げてというふうなことはしていませんよ。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

選考時の場合の部分での取扱いかもしれませんが、現状のところ選考の中での匿名というのはしていないような状況にあります。ただ、今後において先ほど来答弁申し上げておりますけれども、ほかの事例も踏まえて改善すべきところは改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ、課長から再三改善するところは改善していきたいということでございますので、その辺をよろしくお願いします。

1件目の最後、町長にお聞きしたいと思います。国の公営法25条においても、応募戸数を超える場合は住宅の困窮実情により公正な方法で選考し、決定すると記述されています。それに基づいても不透明性をなくして公平、公正に行うべきであり、そういったことから特殊事情以外はその都度公開抽せんをすべきだと私は思います。

それで、町長の令和5年度の町政執行方針の結びで活力あるまちづくりを目指し、行政の透明性を高め、公正、公平な行政運営に努めると述べており、さらに第7次羽幌町総合振興計画では7つの項目を軸にして充実、振興を目指し、初心を忘れず誠実、透明で公正、公平な信頼の高い町政運営に努めてまいりますと。いずれも、今回私が公開抽せん、それから入居者制度を設けること、これにつながると思うのです。町長は、これは行政運営の基軸とされている部分でございます。透明性、公平性、公正、これに合致すると思うのですが、私はそういうふうに思っているのですが、町長の考えを1件目の最後にお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員から再度のご質問でございましたが、選考委員会は、答弁でも申し上げましたが、町長への諮問機関として真摯かつ公平、公正に審査されているものと認識しており、その役割を十分果たしていると思っておりますので、ご理解をいた

だきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ町長がリーダーシップを取って、住宅問題よりよいものに改善して行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

それで、大きな2件目について、中央公民館の建て替えについてのほうに移りたいと思います。よろしくお願いします。

再質問ですが、これまでの図書館というと子供たちが利用するといった偏った、堅苦しい印象が強く、図書室といって一般の方が行くというのはなかなかないかなというふうに思っております。今回新たに建て替えをする予定で、憩いの場、あるいは気楽に休める場をつくってほしいということで私は申し上げたのですが、答弁書ではそういうものはつくらないという答弁でございました。非常に残念ですが、それを踏まえて何点か時間の範囲で質問したいと思います。

まず、1点目ですが、図書館の目的といいますか、役割です。基本は多くの方々がお子さんを含めて調べ物やいろいろな書物を参考にして勉強したり、知識を得るところだと私は思っていますが、町として図書館の果たす役割はどのように捉えているか伺いたいと思います。

教育長でなくても、担当課長でもいいです。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

図書館の果たす役割ということでございますけれども、ただいま逢坂議員が言われた学びの部分もございまして、それから知識の習得ですとか、教養や情操の向上と、そういった部分も役割として担っているのかなと思ってございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そこで、町がこれまで図書館の利活用を促進するために何か積極的に取り組んだことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） 図書館の利活用の促進ということで、実施しておりますのはインターネットを利用しました蔵書の点検ですとか、そこから貸出しの予約をできるというようなシステムを取り入れておりますし、あと読書の推進と並行しておりますけれども、図書室の活用ということで小学校1年生を対象としましてセカンドブック事業ですとか、そういったものも利活用の推進という意味で実施しているところでございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。

それで、次にこれ建て替えの時期については私文教のほうと、聞いた記憶があるかないか定かでないので、再度お聞きしますが、着工は3年か4年後になるのかなというふうには思っております。今後のスケジュール、予定について今現在どの時期にやるとか、分か

る範囲で結構です。それから、この費用についても若干文教で12億と違ってちらっと聞いたのですけれども、その辺をちょっと教えていただければ、お聞きします。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

まず、建て替えのスケジュールでございますけれども、令和4年度、今年度基本設計を実施させていただいておりますが、少し間が空きまして、令和7年度に実施設計を行う予定となっております。その後、令和8年度から10年度にかけて、旧館の解体も含めまして建設工事に進んでいきたいというような予定でございます。

それから、事業費に関しましては当初マネジメント計画の中では建て替え、除却も含めて費用としては8億数百万というような金額でございました。ただ、現在の相場といえますか、そういうものもございまして、マネジメント計画で示させていただいた金額につきましては、当時の国が用途別の建物といえますか、そういった基準に基づきまして面積を掛けた数字ということでございまして、そこからは少し離れてくるのかなと思っておりますけれども、現在相場がいろいろ変動する中で、また実施設計をしていく中であの具体的な数字が見えてくるのかなというふうに認識しております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そこで、今回提示された基本設計で、先ほど要旨でも申し上げましたが、質問していますが、図書室だけ2倍に大きくなっているわけでございます。答弁書では蔵書数に応じた面積の積算基準、あるいは車椅子での利用など、障がい者への配慮という設計ということで理解いたします。

私としては、でも今後の人口動向、あるいは状況から考えて、まずこれぐらいのスペースが要るのかなというのは私はちょっと疑問に思っております。憩いの場の設置はできないということですが、せっかく建て替えするわけですから、本を読む、読書をするというのはもうなかなか一般の町民にはないのかなということを考えていますので、ぜひそういうスペースを、癒やしの空間でもいいですし、本当にそういう空間を設けていただければありがたいなと実は思っています。そういう憩いの場は設けられないけれども、空間的な、スペース的なものは設けられないのかなどうか、再度ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） ご質問にお答えしたいと思います。

憩いの場ということでもありますけれども、図書館でありますから、読書という主目的があります。そういうことで集まった皆さんが交流するということは想定をしているわけですが、不特定多数の方が、いろんな年代の方が集まって交流するだけという目的でそこを利用するということ自体は想定をしているわけではありません。スペース的なことを申し上げますと、先ほども申し上げましたとおり、車椅子での利用ですとか、この3万6,000冊の中には約1万6,000冊ぐらいが児童書、それから絵本だとか、そうい



うものが含まれておりまして、子供たちが自由に選んで見られるという状況をつくるためには、今までであるような6段、5段という高い書架では子供たち見られませんので、低めの3段ぐらいの書架にしなければならないということから、そういう面積的にもかなり広くなるのが否めないということが一つあります。

それと、今の図書室では本を読むスペースですとか、くつろいで読める、そういった快適なスペース、それからもう一つ大事なのは子供たちが学習できるようなスペース、そういうのが全く取られていないのです。都会であれば図書館もたくさんありますし、それから塾ですとか、そういうところの自習スペース等があって、子供たちがたくさん学習しているというような状況がありますけれども、羽幌にはそういう環境がないということから、ぜひそういう環境をつくって子供たちが土日ですとか、長期休業の間ですとか、そういう部分でそこで勉強をできるような場所、そういうものを提供したいというのが熱い思いで思っております。

そういった中で、そういうもろもろのスペース、それから今までのように単に貸し出すというだけではなくて、レファレンスサービスですとか、そういうものも充実していかなければならないし、あるいは書の北溟記念室も併設しています。郷土資料館の部分も併設していますので、そういった部分の説明ですとか、資料の収集、それから管理、そういうものもやっていかなければならないということから、不特定多数が交流するというような、そういうような場所というのはその中には設けられない、そういうのがございますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ将来を見据えた物づくり、これ大変大事だと思うので、よりよいものを、最後に後で言いますけれども、つくっていただきたいと。

2点目のほうの古い本の劣化などを防ぐ電子化、これについて質問させていただきますけれども、PDF化のパソコンへの貸出し等については法令上難しいということがございます。それで、閲覧は可能だと私は思います。さらに、答弁書でも触れていますが、電子図書館というのは本当に都会ではほとんど多くなってきております。これは図書館が所蔵する書物とか、映像というものを、マスメディアとも言われていますが、利用できるサービスですが、この辺を導入を考えていますということも言っていますので、今後に向けてそういうことはどのように、最終的に導入に向けて考えているという答弁書を頂いていますので、実現できるよう期待しておりますが、その辺もう一回簡単に電子書籍だとか、そういうものについてどう考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） お答えをいたします。

電子図書館、電子書籍の部分でございますけれども、まず今町として所有している冊子をPDF化する、複製するという部分に関しましては著作権法等がございますので、できたり、できなかったり。さらに、それを電子上で貸し出すという部分につきましてもなか

なか難しいというところでご理解をいただきたいと思います。

それから、その電子図書館の部分につきましては、最初の答弁書にもございましたけれども、今だんだん普及をしてきているという状況でございます。ただ、その中でも電子書籍で売り出されているものはありますけれども、それを図書館として貸し出すという場合は、また書籍の扱いが変わってきてまして、その使える範囲も狭まってきていますので、これからこういった部分で広がっていくのか、それから経費につきましてもまだ高いというお話もされていますので、そこら辺はこれからいろいろまた調査をさせていただいて、検討のまないたに上げていきたいというふうに考えてございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ子供たちのいろいろな学習教育の支援、さらには情操教育にも十分電子書籍だとかという部分については役立つのかなと私は思っていますので、今後コストはちょっとかかるかもしれませんが、考えていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと関連でお聞きしたいのですけれども、図書館のほうは都会でよく今実施されているのは指定管理者の導入ということで、なかなか難しい部分、直営が普通の羽幌町であれば、田舎であれば直営だろうと思うのですけれども、都会は本当は結構指定管理者を導入して民間のいろんな、いい意味でいいものを取り入れてやっているというメリットもあるのですけれども、そういうようなことも考えたことがあるかどうか程度で結構ですので、ご質問いたします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

指定管理者については入っていただければいいかなとは思いますが、実は図書館のいろんな部分で文献読みますと、2,000平方メートルというのは図書館として機能するラインだということで、それ以下であればほとんどリピーターが増えてどんどんやっていけるような部分ではないということなので、恐らく2,000平方メートルを超えるような図書館であればそういう指定管理も可能なのかなと思いますけれども、羽幌町のような図書室的な300ちょっと平方メートルぐらいの部分であれば、ちょっとそういう部分は難しいのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それで、指定管理者はなかなか難しいという部分については理解いたしました。

それで、これお願いというか、行ってみたらどうかということでちょっと提案させていただきたいのですけれども、羽幌町が災害時の応援協定を結んでおります神奈川県海老名市というところがございます。ここにすばらしい図書館ができて、このように館内にスターバックスコーヒーだとか、いろんなものを併設してすばらしい図書館が実はあります。造っているのです。そういう協定で友好都市の感じで羽幌町がいるわけですので、ぜ

ひ、せっかくそういう友好都市の形を取っているわけですから、そういうところを、出張費かかるのですけれども、視察されたらどうですか、一回。一回見てみたらどうですか、教育長。どうですか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

先進地の部分視察というのは大いに結構だと思うのですけれども、やはり規模とか、そういう部分が全く違うのであれば、あまり参考にならないのかなというふうにも思いますので、調べてみまして参考になるようであればさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 参考になるかどうかは行って見ないと実は分からないわけで、卓上での話合いではなくて、やっぱり実際に海老名市と友好関係結んでいるわけですから、ぜひ行ってください。そして、いいものを見て、羽幌町で取り入れられるものをやはりやるべきだと、私は造っていくべき、これから造る図書館ですから、図書室ですから、そういう意味でぜひ行っていただきたいというふうにお願いをします。

最後に、教育長にお聞きします。今年度の教育行政執行方針で、読書活動の推進として生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し、身近で活用しやすい図書サービスを目指すと述べております。現在の試算では約8億のかかる大きな建て替え工事業業でありますから、ぜひ町民からいろんな意見、あるいは様々な方から意見を聞いて、よりよいものを、基本設計終わったわけですから、実施設計に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、より多くの町民に気軽に利用できるような図書室に、図書館にしてほしいと思いますが、そういう思いがあれば最後にお聞きします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 図書室ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、今の図書室は閲覧できるスペースというのがほとんどなくて、それにもかかわらず毎回利用されている方とか、そういう方がいらっしゃいますし、そこにいいスペースというか、そういう読書がくつろいでできるようなスペースというのをつくれば今まで来てくれた人も、また今まで利用していない方もそこでくつろいで、読書人口が広がってくれるということを考えておりますので、意見を聞きながらくつろげる、楽しめる、そういった図書室になるように心がけてまいりたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時58分）